

平成29年五條市議会第3回9月定例会（第2号）

日 時 平成29年9月8日（金） 午前10時 開議

議事日程

第1 一般質問

順	氏 名	質 問 事 項	答弁を求める者
1	平 岡 清 司	<p>1 五條市の総合戦略の取組について (1) 今までの経緯について (2) 現在の進捗状況について (3) 今後に向けての考え方について</p> <p>2 地域公共交通と高齢者ドライバー対策について (1) 地域の実情にあった公共交通対策について (2) 高齢者ドライバーに対する取組について</p> <p>3 健康増進施設を利用する市民への助成について (1) 健康増進施設の現状について (2) 市民に対する助成制度について</p> <p>4 五條市福祉タクシー基本料金助成事業について (1) 助成の範囲について (2) 今後について</p>	<p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p>
2	山 口 耕 司	<p>1 五條市における財政について (1) これからの重要事業計画と財源について (2) 一般会計における中長期財政試算について</p> <p>2 市民に分かりやすい公会計制度導入について (1) 本市における取組の状況について (2) 固定資産台帳の活用について (3) 市民が分かりやすい公会計制度の今後の取組について</p> <p>3 空き家対策について (1) 本市の空き家の実態と現在の取組について (2) 空き家バンク「全国版」との連携について</p>	<p>市長・理事 部長</p> <p>市長・理事 部長</p> <p>市長・技監 部長</p>

順	氏 名	質 問 事 項	答弁を求める者
	大 谷 龍 雄	<p>3 児童・生徒のいじめ・不登校等を解決する学校教育と取組について</p> <p>4 クリーンオアシスのひび割れ問題の徹底した原因究明と経過観察とかし担保期間の延長について</p> <p>5 五條市新庁舎の耐震・利便・節約等を目指した建設について (1) 効果的な免震（案）設計及び施工について (2) 整形（案）に関する市庁舎と県庁舎の配置について</p> <p>6 災害被害防止対策について (1) 豪雨・強風・熱波等の原因になっている地球温暖化防止に関する安倍政権への要請について (2) 五條市上流等のダム緊急放流防止対策とダムの耐震照査について</p> <p>7 核兵器禁止条約採択への参加と北朝鮮問題に対する対話姿勢に関する安倍政権への要請について</p>	<p>教育長・部長</p> <p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p>
6	養 田 全 康	<p>1 ドクターヘリの運用について (1) 運用回数について (2) 着陸場所について</p> <p>2 当市における新規起業者への支援体制について (1) 新規起業者の過去の実績について (2) 現状と課題について (3) 当市独自の施策について</p> <p>3 当市におけるソフト事業について (1) 保育料について (2) シングルマザーについて (3) 高齢者について (4) 障害者について</p>	<p>部長</p> <p>部長</p> <p>市長・部長</p>
7	福 塚 実	<p>1 五條市学校適正化について (1) スケジュールについて (2) 児童・生徒の送迎について (3) クラブ活動の運営について</p> <p>2 新庁舎建設について (1) 規模について (2) 周辺地域の道路整備について (3) 地元住民の協力について</p>	<p>部長</p> <p>部長</p>

順	氏名	質問事項	答弁を求める者
	福塚 実	3 京奈和自動車道に伴う五條市の取組について (1) まちづくり連携協定との関連について (2) 地域活性化について	部長
8	牧野 雅一	1 大塔町の復興・振興について (1) 進捗について (2) 振興に向けた展望について 2 地域公共交通について (1) 地区の停留所について (2) 南奈良総合医療センターへの通院手段の利便性の向上について 3 遊休資産の活用について (1) 遊休資産の現状について (2) 遊休資産の利用計画について (3) 財源確保に向けた遊休資産の売却について 4 将来を見通したまちづくり計画について (1) 新庁舎周辺街路計画について (2) 新庁舎への動線確保について 5 福祉対策について (1) 認知症対策について	市長・部長 市長・理事部長 市長・理事部長 市長・技監部長 市長・部長
9	宗部 康寛	1 五條市総合体育館(シダーアリーナ)の設備について (1) 音響について (2) 更衣室の利便性について 2 地域公共交通について (1) 南奈良総合医療センターへの通院バスのルートについて 3 JR大和二見駅周辺整備について (1) トイレの改修について (2) 踏切の拡幅について (3) 大和二見駅前広場の活用について (4) 国道24号拡幅に伴う三塚地蔵移転の進捗状況について 4 二見地区の生活道路の改善について (1) 市道川端線と二見11号線の東西方向の道路の改善について	市長・部長 市長・部長 市長・部長 市長・部長

順	氏 名	質 問 事 項	答弁を求める者
	宗 部 康 寛	5 二見漁港魚市線について (1) 市の観光行政における位置付けと 今後について	市長・部長

本日の会議に付した事件

日程第一、一般質問、大谷議員一般質問まで

出席議員（十二名）

十二番	十一番	十番	九番	八番	七番	六番	五番	四番	三番	二番	一番
大谷	益田	吉田	山田	福塚	岩本	窪田	吉田	宗部	牧野	平岡	養田
龍吉	吉雅	雅耕				佳		康雅	清	全	
雄博	範司	実孝	秀正	寛一	司康						

欠席議員（なし）

説明のための出席者

市長
副市長

榎 太

内 田

成 好

吉 紀

午前十時開会

○議長（吉田 正）ただいまから去る一日の散会前に引き続き本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりまして、会議が成立いたします。

本日の日程につきましては、お手元に配布済みのおりであります。

配布漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。

○議長（吉田 正）日程第一、一般質問を行います。

この際、申し上げます。議員各位の質問並びに理事者側の答弁は明瞭、的確にお願いいたします。

議員各位には申し合わせのとおり、一般質問は全て質問席から一問一答方式により行うことといたします。

なお、理事者側の答弁は全て自席からいたしますので、本趣旨を御理解いただき、議会運営に御協力くださいますようお願いいたします。

また、議員各位には一般質問の時間は質問と答弁を含めて九十分以内といたします。

理事者側各位にも御協力をお願いいたします。

初めに二番平岡清司議員の質問を許します。二番平岡清司議員。

〔二番 平岡清司質問席へ〕

○二番（平岡清司）おはようございます。

事務局次長	井 筒
事務局係長	辰 巳
事務局主任	芳 田
速記者	柳 ケ
	瀬
	五
	美
	佳 名
	子
	昭 則
	輔

それでは議長から発言の許可をいただきましたので、二番平岡清司の一般質問を通告のとおりさせていただきます。
まず初めに、五條市版総合戦略の取組について質問いたします。

五條市では平成二十七年十月に五條市まち・ひと・しごと創生総合戦略が策定されています。そもそもこの総合戦略の策定は、主な目的はまち・ひと・しごと創生法の趣旨に基づいて我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めを掛けるとともに、東京圏への過度の人口の集中を是正し、それぞれの地域で住み良い環境を確保して、地域における魅力ある多様な就業の機会の創出を一体的に推進することや、地域社会を担う個性豊かで多様な人材を確保することだと私は理解しています。

その五條市版総合戦略の内容ですが、一つ目、子どもを育てたいまちをつくる、二つ目、安心して定住できる都市をつくる、三つ、地域資源で新たな産業をつくる、四つ、地域ブランドを確立し、ひとの流れをつくるという四つの重点施策を挙げています。これらの重点施策に沿った具体的な事業を展開することによって法に定められているように将来私たち持続可能な地域社会を形成し、元気なまち五條市を目指し、そしてそれぞれを実現することがこの総合戦略策定の目的ではないかと私は考えているところであります。

期間は平成二十七年度から平成三十一年度の五年間、今平成二十九年九月ですからちょうどその半分が過ぎたところです。
そこで総合戦略に関する取組について数点お尋ねいたします。

今年度を含む今までの取組内容はどのようなものでしたか、お伺いいたします。

○議長（吉田 正） 辻田市長公室長。

○市長公室長（辻田祥友） 二番平岡議員の御質問にお答え申し上げます。

五條市版の地方創生総合戦略につきましては、平成二十七年七月に市内外の有識者等により構成する「まち・ひと・しごと創生総合戦略推進懇話会」を設置し、「子どもを育てたいまちをつくる」、「安心して定住できる都市をつくる」、「地域資源で新たな産業をつくる」、「地域ブランドを確立し、ひとの流れをつくる」とした、四つの重点施策を基に、五箇年計画の「五條市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定いたしましたところでございます。

今年度現在、計画三年目を迎えておりまして、各部署において重点施策に基づきそれぞれの担当事業を推進しているところでございます。
以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田 正） 二番平岡清司議員。

○二番（平岡清司）今答弁を聞かせていただいて、少し少ないのかなと、そして具体的に欠けるのかなというのが正直な感想です。

よその市町村がやっているような地域商社を五條市に立ち上げて計画的にかつ段階的に進めていくというものは、話としては非常に素晴らしいのではないのかなと思います。思いますが、残念ながら私の中ではうまくイメージができません。具体性というか現実性というか、そういうものがどのようなものかなと思います。かなりの額の委託料を払ってコンサルタントの力を借りて進めているようですが、コンサルタントの描いた絵に大事な公金を使って終わりというようになってしまわないよう、各部署や関係機関が連携し必ず実現させるという強い意思を持って取り組んでいただけますようお願い申し上げます。

次に、五條市まち・ひと・しごと創生総合戦略の中身を見ていくと、第五次五條市総合計画の基本理念を踏まえつつ、重点施策を定めているようです。基本姿勢一として「若い世代、子どもを産み育てる世代を増加させる」、基本姿勢二として、「地域内で暮らすための経済・産業基盤を充実させる」と明記されています。

基本姿勢二の経済・産業基盤については、先ほど答弁いただいたことに関連するのかなと思いますが、一番目に書かれている若い世代、子供を産み育てる世代を増加させる取組はどのようなものでしょうか。

若い世代、子供、どちらをとっても五條市に是非とも必要な人たちです。もちろん五條市だけではなく、日本中のまちが若い世代や子供たちをどうしたら増やすことができるのだろうと知恵を絞っています。そんな中であって、五條市ではそのことに対する取組が少し弱いのではないかなと心配になります。

基本姿勢の一番に書かれているにもかかわらずです。その辺に関していかがお考えかお伺いいたします。

○議長（吉田 正）辻田市長公室長。

○市長公室長（辻田祥友）二番平岡議員の質問にお答えいたします。

その部分につきましては、おっしゃるところがあるかと思えますけれども、現在各部署において人口減少に対する取組は、福祉、私どもの市長公室、そういうところで鋭意取り組んでいるところでありまして、現実、おっしゃったところの成果がまだ見えていないところがあると思いますけれども、その成果を早く出せるように、今まで以上に努力をしていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田 正）二番平岡清司議員。

○二番（平岡清司）どうぞよろしくお願いいたします。

近年、待機児童や子供の貧困、児童虐待など子供を取り巻く諸問題がマスコミ等で連日と言っていいほど報じられています。

小さい子供がいる家庭では、不安は大変大きいものとなっています。安心して子供を産み育てる環境が整っているということは親御さんにとっては何事にも変えがたいことではないのでしょうか。周辺の自治体と比較してハード・ソフト両面で若い世代、子供を産み育てる世代を支援するような具体的な取組が、勝っているということを実感してもらわないと五條市の人口減少や少子化に歯止めを掛けることは不可能です。新婚世帯の住まいに対する支援はやっていただいています。それ以外の面でも工夫が必要です。また新しい取組はもちろん大事ですが、以前から引き続き行われているものの施策を一度見直し、効率化を図ることも同じくらい重要です。限られた財源の中、効率的で効果的な支援をよろしくお願いいたします。

最後に、今後の総合戦略に沿った施策をどのように加速させていくのか、市長の意気込みについてお伺いいたします。

○議長（吉田 正） 太田市長。

○市長（太田好紀）二番平岡議員の質問にお答え申し上げます。

今後に向けての考え方についてということですが、平成二十七年度に、五條市まち・ひと・しごと創生総合戦略が策定されました。それぞれの重点施策については各部署で具体的な事業を進めておりますけれども、今後においては各部署の壁を越えて議論や検討する機会を今まで以上に増やし、それぞれの事業が相互に相乗効果を発揮できるように工夫をしたい、そういうふうに考えております。

また外部評価におきましては、指摘されている部分が多々ありますけれども、連携協定締結先の市町村での取組や、人口増加の先進事例など、特に若い方々にとって魅力ある取組について情報収集を行い、本市でも実践できるものがないか比較分析の上、速やかに施策を反映し、成果を早期に発揮できるように努めてまいりたい、そういうふうに思っています。

いろんな形の中で各自自治体、いろいろと厳しい状況であります。財政状況が厳しい状況の中でやるべきことはきちつとやっていく、そういう形の中では皆と同じ形でやるということはなかなか……、同じことだつてある。やはり五條独自の形でいろんな形の中で知恵を絞りながら各部署徹底的に検証しながらこれからも進めてまいりたい、そういうふうに考えております。

以上です。（「二番」の声あり）

○議長（吉田 正）二番平岡清司議員。

○二番（平岡清司）ありがとうございます。

いろいろ答弁をいただきましたが、本当に市民一人ひとりが住んで良かったと実感できるような五條市にしていたらよい五條市版総合戦略の着実な推進・実行をよろしくお願い申し上げます。

申すまでもありませんが、総合戦略というのは策定することが目的ではありません。実行することが目的であるはずで、財政面で厳しきがあることは理解していますが、工夫をし是非実現させてください。ちょうど言いますか、五年間の計画期間の半分が経過してしまいました。額的に、また補助率の面で十分かどうかを別にして、国の財政面的な支援を受けて五條市独自の施策を展開できるチャンスがあることは間違いありません。理事者全員、職員全体で知恵を出し合いこのチャンスは是非有効に生かしてください。

私は、創生の意味は新たに造り出す、あるいは初めて生み出すこと、つまり地方創生というのは、地方が自ら課題を解決するために全く新しい発想で、従来とは違う視点からまちづくりに挑戦し、続けていくことではないかと考えております。

今後とも国の支援制度などを活用しながら、五條市ならではの魅力ある効果的な事業実施に取り組むことで、住んで良かったまち、住み続けたいまちとして市民に喜ばれ、ほかの地域からも移り住んでもらえるようまちづくりを進めていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

地域公共交通に関する一般質問です。

先の六月議会で地域の事情に合った運行体制の構築ということで一般質問いたしました。まさにそういうふうな取組が必要だと実感させる場面に遭遇いたしました。もう二箇月前のことですが、私が西吉野町のある地区に向いたときのことです。御婦人が私のところに寄ってこられて、「私ら病院に行こうと思ったら往復二千円掛かるんやで。」と、「そんなやつたら病院も行かれへんわ。」と、こういうふうにおっしゃいました。確かにその地区はデマンドバスが走っていない地区でした。多分、奈良交通の路線バスを利用して五條まで出て、そこから目的の病院に行かれるのだらうなと思います。奈良交通のバスですから通常の運賃だとある程度の金額になってしまいます。こんなときに地域の人たちが協力して、お互いに助け合うようなシステムというか、みんなで運用する地域の事情に合った運行体制、これがあればこの御婦人のような嘆きはなくなるのではないのでしょうか。過疎地域有償運送、今は公共交通空白地有償運送とも言うかもしれませんが、非常に有効な手段だと思います。

私も調べてみました。少し前のデータになりますが、過疎地における移動手段の確保の方策の一つとして、過疎地有償運送は二〇一五年二

月時点で、全国で七十七の地域で運行されるということがありました。国の七十七地域で運行されているというものでありましたが、住民アンケートの結果では七〇パーセントを超える率で過疎地有償運送が必要だという答えが出たというのがあります。

反面課題もありました。運転手の確保に苦勞する、経営面で言えば営利に至らない範囲でしか利用を得ることができないので、運賃収入だけでは赤字になる、運行組織立ち上げには運営協議会や交通事業者の合意が必要など、そのほかにも幾つかあるようです。しかし検討してみれば十分あると思います。検討すべきだとも思います。現場の公共交通の体系をそのままにして、さらに地域の実情に合った過疎地有償運送を行うことは現実にはなかなか難しいと思います。しかし構想段階でもいいですから、今現在どのように考えているのか答弁願います。

○議長（吉田 正） 辻田市長公室長。

○市長公室長（辻田祥友） 二番平岡議員の質問にお答え申し上げます。

公共交通空白地有償運送は、既存のタクシー等の公共交通によって住民に対する十分な輸送サービスが確保できないと認められた地域においてNPO法人や自治会などが運行を行うものがございます。これには自家用車両により地域のニーズに応じた運行が可能となるメリットがございますけれども、法律により認可を受けるためには運行する区域が交通空白地であることが前提となっております。また既存のタクシー業者や地域住民からなる運営協議会を立ち上げ、実施について協議を整える必要がございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田 正） 二番平岡清司議員。

○二番（平岡清司） 今までと大きく変わった形の取組をとということで、そう簡単にはいかないと思います。しかしスケジュールを立て、できることとできないことを整理し、丁寧に地域に説明し、地域や関係機関の協力を得て前に進めてほしいと強く求めます。よその地域でやっているのだから五條市でもできるはずですよ。市民のためにやることができれば、きっと地域の人も賛同も得られると思います。

市民のためにということに関連して過疎地域有償運送以外にも今まで何度か質問した南奈良総合医療センターへの増便の件、こちらも是非市民のために実現させなくてはいけない、理事者の皆さんもつと遅い時間まで走らせてほしいという声を聞いたことはあると思います。

先の議会では副市長は増便のことも含めて市全体の公共交通を検討してまいりたいという趣旨の答弁をされてきました。この九月議会が終われば十月、十一月になります。新年度に向けて予算編成の作業に入ると思っています。是非市民が喜ぶように、最低でも二便の増便を予算に反映すべきです。またいろいろルートを考えて、費用のことも考えて、公共交通の充実に取り組んでくれていますが、交通空白地帯はまだまだ

あります。例えば南宇智地区、かつて奈良交通と国鉄バスが両方が走っていましたが、現在は国道一六八号のみとなっています。バス停がなくとも不便や、買い物にも行けないという声を聞きます。そしてJR五条駅、岡口付近の方からもいろいろとそういったような声も聞きます。そのような空白地帯に対する対応も市全体の公共交通を検討するということときに、是非頭に入れておくべきと考えています。

六月議会で公共交通に関する一般質問をして、それに対していただいた答弁と大きく変わったことは現状ではないと思っています。今までのことは今までのこととして、少しでも市民の喜ぶような取組を現実のものにしていただけると強く要望いたします。

市のやる気を大いに期待して、次の質問に移ります。

高齢者の運転免許証返納に係る支援についてです。

テレビを見てみると、ちよくちよく高齢者による信じられないような交通事故が報道されています。取り調べで本人はなぜこんなことになったのか全く分からないと言って、認知症ではないのかなと思われる事案もあるようです。運転免許証の更新期間が満了する日の年齢が七十五歳以上のドライバーは免許更新を希望する場合、更新手続前に認知症機能検査の受験と高齢者講習等を受けなければなりません。記憶力・判断力について、その能力が「低くなっている」、「少し低くなっている」、「心配のない」と判定が行われるようです。記憶力・判断力に合わせた分かりやすい講習を行い、検査の結果に基づいて助言をするようです。検査の結果、記憶力、判断力が低くなっているとの結果であったとしても、運転免許証更新はできません。しかし更新の前後に信号無視や一時停止などの不正の交通違反を行った場合、専門医の診断を受けるか、主治医の診断書を提出することになり、認知症であると診断された場合には免許が取り消されるとか、こういった認知症を含む高齢者に対する対応は今後さらに厳しくなっていくようです。息子さんや娘さんが高齢者の親に対して「もう危ないから、頼むから車の運転をやめてよ。」と言って運転免許を自主返納するよう強く勧める、また強く勧めたという話をちよくちよく聞きます。

一方では高齢とはいえ車に乗らないと今までと同じ生活を営むのに非常に不便、移動の手段がなくなり不便などの実生活と密接に関係した課題があります。しかし課題があるとはいえ、このまま何もせず高齢者の運転に対して策を講じないというものではありません。高齢者の運転による交通事故の防止を図ることを目的にし、例えば運転免許証を自主返納された方を対象にデマンド交通の回数券や奈良交通バスの回数券などを交付してはどうでしょうか。五條市全域をバスルートはカバーをしているわけではありませんが、少なくとも少しはこういう取組が高齢者の免許自主返納への後押しになるかもしれません。

そこで何点か伺います。

五條市では年間何人ぐらゐの免許証自主返納があるのでしょうか。

○議長（吉田 正） 辻田市長公室長。

○市長公室長（辻田祥友） 二番平岡議員の質問にお答え申し上げます。

十津川村・野迫川村を含めました五條警察署管内での数値となりますが、直近五年の自主返納者は平成二十四年は三十八件、平成二十五年は三十六件、平成二十六年は五十件、平成二十七年は七十件、平成二十八年は八十一件となっております。

五條署によりますと、返納者は概ね六十五歳以上の高齢者であるということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田 正） 二番平岡清司議員。

○二番（平岡清司） 年々増えているのやなという感想です。では自主返納を推し進める策として何か検討しているのかお伺いいたします。

○議長（吉田 正） 辻田市長公室長。

○市長公室長（辻田祥友） 二番平岡議員の質問にお答え申し上げます。

運転免許証返納された高齢者への支援制度については、奈良県警察本部のホームページで取りまとめて掲載されており、支援制度に賛同した事業所等が割引などの特典を提供しておられるほか、一部市町村でも支援制度を提供しているところがございます。

本市においても、高齢者ドライバーの交通事故抑制と公共交通の利用促進の視点から、運転免許証自主返納の促進は重要であると考えております。

高齢者の運転免許証返納促進に向けた施策につきましては、五條市地域公共交通網形成計画（ゴーちゃん交通計画）にも検討する旨記載しており、これに基づいて警察等と情報共有しながら進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田 正） 二番平岡清司議員。

○二番（平岡清司） ほかの市町村でも回数券、パスを交付して自主返納に対してできる範囲で支援を行っているようです。五條市においても高齢者に対してきめ細かい支援をお願いしたいものです。例えば運転経歴証明書申請に対する支援なども有効かもしれません。運転免許証を返納すると身分を証明するものがなくなるという理由で返納しないと考えられている方がいるかもしれません。しかし運転免許証を自主返納さ

れた方が返納から五年以内に申請をすれば運転経歴証明書の交付が受けられ、この運転経歴証明書は運転免許証の代わりに身分証明書として使用することができます。さらに有効期限は永年有効ということです。

運転免許センターや警察署で申請し、都道府県によって手数料の額は若干異なるらしいですが、大体一千円程度らしいです。その手数料の一定額を市が負担するという案も考えられます。運転免許証の自主返納を促進し、痛ましい高齢者による交通事故をさらに減少させるという取組をしていただきたいと思います。

地域公共交通の問題は、非常に難しい問題だと私は思っております。全ての地域を同じように救うことは現実的には不可能でしょうし、予算の範囲内でいろいろやっていかなければならない、あれもこれもというのは大変難しいと理解をしております。そこは皆さんが知恵を絞りに出し合って、五條市を住みやすいまち、住みたいまちにしていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

少し戻ってしまいますが、先ほどの一番上の五條市の総合戦略についての答弁でも今の公共交通の答弁でも聞いて思うことは、無難な答弁やなことです。市としての施策の決定をそう簡単に答弁はできないと思いますが、やってくれるのかやってくれないのかよく分からない、いつごろになるのかもよく分からないというの印象が強いです。行政の施策の展開もまさにこれが大事だと思います。ほかの市町村の例も参考にして、慎重に検討することのもちろん大事ですが、五條市としていつするのか、どのようにしていくのか、幾らの予算でやるのかということが大事だと思います。それを明確にし、それを市民の皆様や我々議員にも明らかにしてほしいと思います。

絵に描いた餅で終わってしまったら何なりません。あれもこれもというのは五條市の体力から考えてなかなかできないのは理解していますから、慎重に絞り込んで、具体的な市民の目にも分かるような取組をお願いして、次の大きな三番の質間に移ります。

健康増進施設を利用する市民への助成についてお聞きいたします。

健康寿命という言葉をよく耳にするようになりました。健康寿命とは一般的に心身共に自立し、健康的に生活できる期間とされているようです。インターネットで検索してみると、男性の平均寿命は八十・九八歳で女性は八十七・一四歳となっており、奈良県の平均寿命は平成二十五年のデータになりますが、男性が八十・一四歳で全国七位、女性は八十六・六〇歳で全国十七位です。一方奈良県の健康寿命は男性は七十一・〇四歳で、全国二十八位、女性は七十四・五三歳で全国一位とのことです。これらの数値は時期が一定していないので若干正確さに欠ける部分もありますが、いずれにしても生きがいや生活の張りを持つ健康で長生きしたいの思いは誰もが同じです。男性よりも女性の健康寿命が長いのは女性の方が自分の健康に対する意識が高いことが原因の一つのようです。また高齢者だけでなく、体調の変化を気にする方

や、身体に何らかのリスクがある人にとっても、健康的に体を動かすことは体だけではなく心の健康につながるのだと思います。実際に私のところにはフィットネスクラブのような健康増進施設を気軽に利用したいといった声が多く届いています。健康な人が増えれば介護保険や国民健康保険の負担も減ってきます。

そこで質問ですが、五條市内における健康増進施設の現状は、現在どのようになっているのかお伺いいたします。

○議長（吉田 正） 竹本すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（竹本勝治） 二番平岡議員の御質問にお答え申し上げます。

現在、市内におきまして厚生労働省が定める認定基準を満たした健康増進の専門的な施設はございませんが、自ら健康を守る、また健康に対する士気を増やすなど、健康習慣を身に付けるために食生活から運動まで様々な取組を行っている施設ということで保健福祉センター、老人憩の家、社会福祉協議会、上野公園、中央公園、地区体育館や公民館などの施設が利用されております。

それぞれの施設で適度な運動を行い、また食生活など必要な知識を市や医師会などが主催する研修会・講演会・イベントなどに参加いただきながら、自らの健康寿命の延伸に努めていただいているところがございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田 正） 二番平岡清司議員。

○二番（平岡清司） 市内には健康増進施設を専門に行う施設は現在ないということで、今のある施設や地域・地区で開催されている健康に関する催しに参加して自ら健康寿命を守っているとの答弁ですが、現在近隣のある健康施設を市民の方々も大勢参加されていると思います。お聞きしますと、その施設は利用する市外の方々とは施設にある市民の方々では料金体制に少し違いがあるということですか。市民の皆様が自らの健康を守るため健康増進施設を利用していますので、それらの施設を利用した場合に例えばその差額を助成する制度についてお伺いいたします。

○議長（吉田 正） 竹本すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（竹本勝治） 二番平岡議員の御質問にお答え申し上げます。

自らの健康を守るといことは生きがいのある生活を送る上にも大変重要なことでございます。

市を始め健康イベントが開催される施設を利用いただいている市民の方々や、先ほど平岡議員お述べのように近隣の健康増進施設を利用して健康増進に努めておられる市民の方々もおられると聞いております。それらの施設によりましては、利用料金もお話にもありましたように

額の差があると認識もさせていたおるところでございます。

現在、皆様が利用されている施設への助成制度についてはございません。

また高齢者、何らかの障害を持つ、また障害者手帳等を持つ方々におきましても助成する制度はございません。

現在、市で行っている健康づくりのためのイベントや事業を、市の施設や地区公民館などを利用していただき、今後は健康に対する全庁的なイベント開催などに取り組み、検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田 正）二番平岡清司議員。

○二番（平岡清司）現在、他市の施設を利用する助成制度はないことですが、私は橋本市民プールの助成と同じだと思います。五條市にはなく他の市町村であるならば助成をし、市民の皆様健康づくりをしていただく。私が相談を受けた方は脳梗塞で障害者になられて、その方はミズノウエルネス大淀を利用されており、なぜここが良いのですかと聞いたところ、ここにはプールがありそしてまたメニューを作っていただいてりハビリができるというようなことでした。金額は大淀町の在住の方で一箇月四千九百三十円、例えば五條市の人が行かれると、五千三百円で三百七十円の差額が出ます。五條市にこういう施設はないわけですから、これを助成していただきたいというふうに私は考えるのですが、市長これを聞いてどういうふうに考えられますか。

○議長（吉田 正）太田市長。

○市長（太田好紀）二番平岡議員の質問にお答え申し上げたいと思います。

先ほどからる担当部長の方から説明をしていただきました。あらゆる角度からいろいろ私たちも考えていかななくてはならない。現在のところ健康増進施設というのはございません。そういう面で、いかに健康増進という位置付けをどう考えていくのかということが大変重要である。いろんな助成制度もあり、またいろんな補助をするということも当然あるのかなと、当然お金を出すこととこの大変簡単で有効になるかもしれません。ただ皆さんも御存じのように五條市の財政状況というのは大変厳しい状況である。例えて先ほど市民プールの話が出ました。これは五條市が廃止をするという形の中で、何年か制約を持って補助をしようということで現在も続けているわけですが、今新しくまたそういう制度を作るといことも一つの方向性でもあるかも知れませんが、先ほど平岡議員から無難な答弁と言われておりまして、すけれども、また無難な答弁になるかも知れませんが、そういう形の中では総合的な判断をしなくてはならないというふうに考えて

います。いろんな催し物もやった中において健康増進としての位置付けでいろいろな公民館を使ったり、いろんなイベントの中でもやっています。

先日、私も担当部長に指示を出したわけでありませんが、健康に対してはいろんな形の中で全庁を上げて一遍大きなイベントをやれと、いろんな形の中での各部署が集まって、大きな各部署だけの担当ではなくて、大きなイベントとして市民に認知をする。そしてそれに伴って健康管理という位置付け、それが強いては健康増進につながっていく、長寿命化という形の一つの流れになっていく、そういう形の中で段階を踏んでやっていきたいなど。

その中の過程として今平岡議員がおっしゃったように、そういう補助制度も作ってやるのも一つの手かなと、でもそれまでやるべきことをきちつとやってからその上に立って判断をしなくてはならない、それまでの過程もきちつとやるということも大事だろうかなと思いますので、その辺も踏まえて今後市民の健康増進のために最善の努力を尽くしてまいりたい、そういうふうに考えております。

以上です。（「二番」の声あり）

○議長（吉田 正）二番平岡清司議員。

○二番（平岡清司）是非ともお願いしたいなというふうに思います。

もう何年か前に市長の市政報告の中で、健康増進施設をつくるというようなお話を聞いたこともございます。その中において、今の五條市の中で施設をつくっていくのは大変難しいのかなというふうに思います。しかし今私も市民の方々からこういうお話をいただいて、市民の方からすると三百七十円、五條市ほかにもっとお金つことんちやうんかというふうなことも言われます。やはり障害者になられて、これから前向きに頑張ろうとされておるので、是非とも市としても応援をしていただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願い申し上げます。次の質問に移ります。

五條市福祉タクシー基本料金助成事業について質問いたします。

福祉タクシーは重度の心身障害を持つ人やお子さんの生活行動範囲の拡大と社会参加を目的に実施している事業です。重度の障害を持っておられる方、またその御家族にとって移動に掛かる費用負担が大きいことから、この制度が導入されていることは大切なことと考えています。中でも定期的な病院受診のための交通費、御本人にとって御家族にとっても負担が大きく、少しでも安価に移動したい、そして移動させたいとの思いから容体に応じ最小限のタクシー利用と公共交通機関とを工夫して組み合わせる移動されているのが実態のようです。そもそも福祉

タクシーは重い障害を持っておられる人が外に出られるようにとの目的を持って取り組まれているようなものですが、重度の障害を持っておられる方、またその御家族の話を聞いてみると、それ以前に切実な生活の様子を反映しているようにも聞こえます。利用者にとって有効な制度になっていることが必要と思われれます。

そこで質問いたします。

障害者が利用できる福祉タクシーの助成範囲について、現状はどうなっているのかお伺いいたします。

○議長（吉田 正）稲次あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（稲次裕美）二番平岡議員の御質問にお答え申し上げます。

現在の助成の範囲でございますが、利用一回につき基本料金相当額の助成をさせていただいております。乗車地または降車地のどちらかが五條市内にある場合に利用可能となっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田 正）二番平岡清司議員。

○二番（平岡清司）乗車地、降車地が五條市内ということは、例えば今現在で橋本市民病院に行かれて、そして五條まで帰らないとだめで、例えば橋本市民病院から駅まで行くというのは、これは認められないということでしょうか。

○議長（吉田 正）稲次あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（稲次裕美）二番平岡議員の御質問にお答え申し上げます。

議員が今お述べになられたとおりでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田 正）二番平岡清司議員。

○二番（平岡清司）これはいつからこのように変わったのか分かりますか。

○議長（吉田 正）稲次あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（稲次裕美）二番平岡議員の御質問にお答え申し上げます。

平成二十六年四月一日からとなっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田 正）二番平岡清司議員。

○二番（平岡清司）他市の現状は分かりますか。

○議長（吉田 正）稲次あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（稲次裕美）二番平岡議員の御質問にお答え申し上げます。

他市の状況といたしましては、十二市中、奈良市・宇陀市が本市と同様に乗車地又は降車地のどちらかが市内であることとしております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田 正）二番平岡清司議員。

○二番（平岡清司）十二市のうち三市だけがなっておることだけです。これって、市民の方に教えていただいて私も勉強不足やって知らなかったのですけれども、障害を持たれた方が今南奈良総合医療センターもできましたけれども橋本市民病院にも行かれる方、また奈良県立医科大学付属病院に行かれる方もおられると思います。そういう方が例えばタクシーで奈良県立医科大学付属病院に行かれると近鉄大和八木駅に行くのかなと思うのですけれども、そのときに使えない。そこから例えば五條までそれを使おうとすると、五條まで帰って来ないと使えないので全く意味として果たしていいのか、市内で買い物をしたり、行ったりするのは良いのかも分かりませんが、そういうところに対して障害者の方であったりその方の利用ができないというのは大変残念なことかなと、以前はできていたのに変わっているということなんですけれども、私はこれを条例か要綱か分かりませんが、元に戻してほしいなというふうに考えております。今現在、担当課としてはどういうふうにかお答え願えますか。

○議長（吉田 正）稲次あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（稲次裕美）二番平岡議員の御質問にお答え申し上げます。

利用者の方に、より便利に利用していただくために乗降地共に市外である場合の利用について、今後検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（吉田 正）二番平岡清司議員。

○二番（平岡清司）最後に市長にちよっとお伺いいたします。

大変市民の方、障害者の方は困っておられます。

以前は利用できて今はできない。やはりこれは即要綱、要綱ですかな、変えていただく、今すぐにはもう無理かも分かりませんが、来年度からは是非ともやっていたきたいというふうに考えますけれども、市長の考えを聞かせてください。

○議長（吉田 正） 太田市長。

○市長（太田好紀） 二番平岡議員の質問にお答え申し上げたいと思います。

この質問が出たときに、私もこの内容というのは知りませんでした。ヒアリングのときに内容を聞かせていただきました。当然基本原則五條からという位置付け、五條を起点としてという考え方、またそれ以外からでも五條に戻ってくるという、これが基本原則だという私も認識をしていましたが、いろんな例を聞きますと、なるほどなということの認識も持ったわけでありました。基本的に今平岡議員がおっしゃったように過去にはそういうことができていたのに今変わったという、そのときの状況というのは、私は認識はちよつと分からないわけですが、再度これは検討をする必要があるという認識はしていますので、各担当課と連携を取りながら、早期な解決方法に向けて取り組んでいきたい、そういうふうと考えております。

以上です。（「二番」の声あり）

○議長（吉田 正） 二番平岡清司議員。

○二番（平岡清司） ありがとうございます。

一日も早く要綱を改正いただいて、来年度からは使えるよう是非ともよろしくお願い申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（吉田 正） 以上で二番平岡清司議員の質問を終わります。

次に、九番山口耕司議員の質問を許します。九番山口耕司議員。

〔九番 山口耕司質問席へ〕

○九番（山口耕司） 議長より発言の許可をいただきましたので、九番公明党山口耕司の一般質問を通告のとおりさせていただきますのでよろし

くお願い申し上げます。

一般質問の文言の中の訂正なんですけれども、一の(二)一般会計における長期財政試算についてという、長期財政試算を中長期財政試算というふうに変えていただきたいと思います。このことは聞き取りのときに担当の方と打ち合わせ済みでございますので、どうかよろしくお願ひ申し上げます。

それでは一番の五條市における財政について質問をさせていただきます。

五條市のホームページに「五條市の借金(市債)の残高についてお知らせします」というところがございます。

「全会計(一般会計、特別会計、水道事業会計の合計)の残高は、平成二十六年末現在で約三百五十六億円、市民一人当たりに換算すると約百六万円です。そして、平成二十七年末の全会計の残高は約三百六十一億円になりました。市民一人当たりで換算すると約百九万円で、平成二十六年末より約三万円増加しています。」と掲載されてございます。

平成二十八年五條市決算及び財政(経営)健全化審査意見書には、経常収支比率は、前年度の九二・八パーセントから九六・九パーセントと四・一ポイント悪化している。と記載されております。

経常収支比率は、人件費・扶助費・公債費等の毎年経常的に発生する経費に、地方税・普通交付税・地方譲与税を中心とする毎年安定的に収入を見込むことができる一般財源(経常一般財源)がどの程度充てられているかということを見ることにより、当該団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、一般的に七〇から八〇パーセントが「適正」な範囲とされています。しかし、この適正な水準は今から三十年以上も前に設定されている数値で、かつては法律に基づく施策を中心に財政支出していた時代でした。しかし、少子高齢化や環境問題、教育の振興、地域のまちづくりなど行政需要が複雑多岐にわたり、住民の要望にきめ細かく対応するための単独施策が増えていく中で、当時設定された水準が今の時代に相応しいのか、考える時代になっていると思えます。この「適正」な水準を守ることには固執すると、必要な施策が十分に手当たらないという可能性も考えられます。

今後、本市におきまして、新庁舎を始めとする多くの事業の計画がされています。

(一) これからの重要事業計画と財源についてお尋ねいたします。

○議長(吉田 正) 和田総務部長。

○総務部長(和田剛明) 九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

現時点において、平成三十年から平成三十四年度の概ね五箇年でございますけれども、実施を予定いたしております大規模事業といたしましては、ただいま御紹介いただきました新庁舎やごみ中継施設、あるいは養護老人ホーム花咲寮整備事業を始め旧岡中線・岡口三号線の新庁舎周辺道路改良事業などがございます。

また、実施時期につきましては、合併特例債の活用期限や市債の借入利率を左右する市場金利の現状、さらに消費税率の改定時期など、財源の確保や市の財政負担抑制を一定の判断基準といたしてございます。

なお、事業の実施に必要な財源でございますが、国・県の補助金を始め、交付税措置の大きい過疎債、あるいは合併特例債を見込んでおるところでございます。

以上でございます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田 正）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）重要事業計画というのは大変なお金の掛かることで、既に発表になっておるかと思えます。その中で私が考えますには新庁舎の建設事業、これは一番でございます。そしてその周辺の新庁舎周辺道路整備事業、これも大事な事業でございます。そして周辺整備事業といたしまして、五條インターチェンジ周辺整備事業も一つの重要事業ではないかと考えます。また道路におきましても、南奈良総合医療センターに行く市道阿田峯線の道路の整備事業、これも県との連携協定を打たれて進んでおる事業でございます。そしてみどり園が廃止になりました、ごみ中継施設整備事業、そしてみどり園の解体工事並びにみどり園周辺の整備事業も新たな事業かと思えます。そして同じく担当部でございます墓地の新設事業、頓挫いたしましたけれども、新設事業が新たな重要事業ではなかるうかと思えます。そして養護老人ホーム花咲寮の建設事業があるかと思えます。そして教育委員会におきましては小・中学校の適正化事業これも大変重要な事業でございます。そしてまた今休止になっております五條市西吉野きすみ館、これに伴いましてこれも国からの補助金がもらえなくなり中止になりましたけれどもバイオマスの事業、そして地域公共交通の整備に係る事業だと、私の考えでございますが、その辺、こんなもんでござりまするか、ほかにもございますか。

○議長（吉田 正）和田総務部長。

○総務部長（和田剛明）九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

ただいま議員がお示しをいただいた事業、概ねそのとおりであるというふうに考えてございます。

以上でございます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田 正）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）この事業に關しまして、今年度から既に取組んでおる事業もございませし、前年度から取組んでおる事業もございませ。そして平成三十五年度には完了とならなかつた事業が数多くあると思ふんです。その事業に關しての財源をどのようにお考えになつておるのか、お尋ねしたいと思ひませ。

○議長（吉田 正）和田総務部長。

○総務部長（和田剛明）九番山口議員の御質問にお答えいたします。

先ほども答弁を申し上げましたんですけれども、ただいま御照会をいただいておりますような大型事業の財源でございませけれども、これは基本的には国・県の補助金、それから地方債でございませけれども、交付税措置の大きい過疎債、それから合併特例債を中心に考えてございませ。

以上でございます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田 正）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）まだ金額が決定されていない中で、事業を立てるといふのは、財源を確保していくのは大変難しいことだと思ひませので、出来る限り国・県の補助金をいただきませして事業を進めていただきたいと思ひませので、どうかよろしくお願ひ申し上げます。後でまとめて市長に尋ねたいと思ひませので、そのときはよろしくお願ひ申し上げます。

次に（二）の一般会計における中長期財政試算についてでございます。

これも本市のホームページで検索してみませすと、水道事業は公表されておりますけれども、一般会計やほかの事業では公表はされていないように見受けませ。ほかの市を調べてみますと、中長期の財政試算をきちつとやつてるところがございませ。箕面市でございませけれども、財政運営基本条例というのを設けておりませして、その中で「中長期試算を作成しましたので公表します」というホームページがございませました。最初に言わせていただきましたように、五條市における借金は何ぼあるんでというホームページはきちつと掲載していただいておりますけれども、これからの五條市の見通しが大事やということをしつかりと市民の皆様には理解していただきたい、そしてまた五條市はこんな健全化で取組んでませよということをきちつと公表していただきたいという思ひでこのことを言わせていただいております。ですから、中長期財

政試算についての市当局のお考えを聞かせただけですか。

○議長（吉田 正） 和田総務部長。

○総務部長（和田剛明） 九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

新庁舎建設事業を始め、ごみ中継施設や養護老人ホーム花咲寮整備事業など大規模事業の実施を予定いたしております。

平成三十年度以降五箇年の財政見通しでございますが、国や県の補助金を始め、過疎債や合併特例債などの有利な地方債、各種市の基金などの活用によりまして、収支の均衡は保てるものと判断をいたしております。

一方、当該試算に見込んでおります事業については、今後、事業費や事業手法の精査、これがさらに必要でございますので、実施設計などにより事業費が確定した時点など、都度の見直しが必要というふうにも判断をいたしております。

また、事業の実施に伴い、多額の一般財源も必要となることから、事業内容の精査に加えまして、経常経費の削減に一層の努力が必要とも判断いたしております。

次に、議員御指摘の財政見通しの公表でございますが、こうした大型事業の実施に当たり、市民の皆様にご理解と御協力をいただくために必要なものと判断をいたしておりますが、国の制度改革や社会・経済情勢に加え、建設物価の変動などから、これは概ね五箇年の作成が適当というふうにご考えております。

以上でございます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田 正） 九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司） 予算が決まらないと公表できないということでございます。

これまでに多くの事業をやってきたと思うんですよ。病院の建設事業に掛かる負担、そしてごみ焼却場の広域化による事業費の負担、それに対してもたくさん五條市がお金を出しています。ただそれはいろんな補助金等を活用しながらの事業でございますけれども、その辺をきちつと公表していただいて、経営の状況を市民の方に分かっていただくというのは大事なことではないかなと思います。

特に財政部局におきましても、既にそうした試算はされて、今部長答弁いただきました収支の均衡を保たれるという言葉の裏付けとしていろんな事業を出されたときには担当部局としてはきちつと計算した上で、予測した上での均衡が保たれるという言葉になっておるのかと思えますけれども、やはりこの五條市に住んでいただくためにも、安心して住んでいただくためにも、こうした経常経費の状態であるということ

をきちつとお知らせすべきと考えますけれども、理事どうお考えになりますか。

○議長（吉田 正） 山田理事。

○理事（山田和宏） 九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

台所事情といえますのは、自治体に限らずそれぞれの家庭も全て同じかと思えます。なかなか算段するのには非常に難しい部分、外的要因もございます。そういった中でしっかりと市民の皆さんにきっちりお伝えしていくこともまた一方で必要なことと思えます。

他団体事例もございます。まだどこにも出ていないような数字をどうやって放り込んでいくのか非常に難しいところでございますので、そういうところ、例えば毎年定例的にその時点の検討状況をその時点としてお示しするということを前提にお示していくというようなことを一つ工夫して考えていきたいなと思っております。

以上でございます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田 正） 九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司） そうですね、毎年そういった形で公表していくのは大変有り難いかなと思えますので、どうかよろしくお願いしたいと思います。

それではこの一番の質問におきまして、これからの事業計画と財源について、一般会計における中長期財政試算の公表について、市長に総合的な見地に立ちまして見解を求めたいと思います。

○議長（吉田 正） 太田市長。

○市長（太田好紀） 九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

まず先ほど山口議員の方から平成二十六年、二十七年の全会計の借金という形の中で表示されました。私が市長になったときの借金が四百二十一億円ということで、職員の皆さんも大変な努力をして厳しい形の中で今日までやってきた。ただ皆さんも御存じのように今回、ここ三年、また四年近くは大変な事業が山積しているというのも当然、これで確かに今上がっているのも事実です。そんな形の中で、先ほどから部長の方からも大体中長期というよりも五年くらいが適当であるということですが、大体の十年以上のシミュレーションはしています。内部的にはやっています。ただ公表ができないというのは、それなりの流れが変わっていく場合もありますし、資産価値、いろんなものも変わっていくということでそれは公表することができないのですけれども、大体のシミュレーションというのは内部的にはやっているのが事実

です。それを踏まえながらやっているというのも事実でありますけれども、先ほどいろんな事業のことも言われましたが、一つその中で抜けているということではないのですけれども水道、水利権のも、もともと十八億円から十三億円という農林水産省のということもこれも今県と統合というところでやっていますので、これも一つその中に入っているのではないかなというふうに思いますけれども、突発的なことも当然あるかなと思います。いろんな形の中で先ほど理事が言ったように、単年度のものでは着実な形の中で市民には公表できるのではないかなと、ただ何年か先というシミュレーションをしてそれを公表した場合、大変誤差が生じる、それが微妙な誤差でありましたらいいですけれども、その辺の時代の背景によっても変わっていくということもありますので、私たち行政としては着実に確実に数字を出すということも大変大事であろかなと、内部的にはそういう予測とその辺のことは考慮しながら検討の材料として検討しながらやっているということも事実でありますけれども、今後いろんな形の中で公表できる分は公表していきたい。ただある程度のきちつとした形であれば市民の皆さんにも公表はできないのではないかなというふうに、できる限りできる部分は今こんな状態であるということをも市民の皆さんにも認知していただいて、それから全体的な流れを伝えていくということも大事であろかなというふうに思います。

皆さんも御存じのように、今税収入も大変減っております。昨年度は税収が上がりましたがけれども、私が市長になってからずっと減っているのも事実で、当然人口減少というのも考えられます。先ほど部長のお話の中に合併算定替えということで昨年度から減り出しました。昨年度、地方交付税は減りましたけれども、特別交付税が今まで以上に上ったということでプラスマイナスがうまくそろいましたが、これから先、大変もつと厳しく陥っていくということもあります。いろんな形の中でそこらを見据えながら進めて行く、でもこの借金を減らしていくのは当然でありますけれども、そのために今まで借金を減らしてきた、それも今まで何かあったときにおいての基金も積み立てていたということも、これも一つ大事であろかなと、総務省からは基金のあるところに関してそれはおかしというようないろんな異論も出ていますけれども、私たちにとつてもこの苦しい中においても基金の積み立てをして次の投資をするために、次の世代のために投資をするための形の基金を積み立てながら借金を減らしていく、大変難しい形でもありますけれども、今後その辺のバランスを見ながら、そして今起債の償還も昔からのものが減ってきているのも事実であります。そこらのバランスを見ながら全体的な、そして新しい事業の展開ということも踏まえるところによつてはいろんな精査をしながらやっていかなくては、今事業山積してここ四、五年というのは一番多い時期でありますけれども、その次のステップに対して次はどういうような形の中でそれを抑えていくかということも大事であろかなというふうに思いますので、総合的な形の中と端的な形の中の形をちゃんと分離しながら、一つ一つ精査しながら検討して市民の皆さんにも公開できるように示してまいりたい、

そういうふうを考えております。

以上です。（「九番」の声あり）

○議長（吉田 正）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）どうかよろしくお願ひしたい思いますし、先ほども答弁にございましたけれども、予算が確定したら、いわゆる事業費が確定すれば中長期の財政を示すことができる、可能であるというような答弁をいただきましたけれども、そのときにはしっかりと市民の皆様方にも公表していただいて、五條市の財政はこうやでと、この事業はこれだけの補助金をもらって市民のための建てていくんやというふうなことをしっかりと示していただきたいと思ひます。

もう一つお願ひでございますけれども、こうした事業、突発的な事業も先ほどあるところおっしゃっておられました。しかしながら五條市の全体像を見据えた上で、まちづくりはこうやとか、いうふうな計画的な事業の進め方もしっかりとお願ひ申し上げたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、二番の市民に分かりやすい公会計制度についてでございます。

このことにつきまして、平成二十七年九月議会で一般質問をさせていただきました。内容は、私の質問で、「新地方公会計制度とは、これまでの決算報告とは違い、地方公共団体の財政の全体像を適切に示すために導入された新しい会計制度です。この制度では、現金の収支だけにとらわれない発生主義の考え方に基つき、資産や負債の状況を示し、さらには関係団体との連結を行なうことで、地方公共団体の決算を新しい角度から情報を開示します。総務省では平成二十八年度決算時に取り組んでいるよう通知しています。本市の今後の取組をお尋ねします。」という質問をさせていただき、市長より「本制度により、予算編成や政策の立案など、市政運営に活用し、市民に分かりやすく市政の透明性を図り、信頼を深めてまいりたい。今後、調査・研究を進めて新公会計制度の確立を期してまいりたい。」という市長からの答弁をいただいております。

（二）本市における現在の取組状況について担当部長にお尋ねいたします。

○議長（吉田 正）和田総務部長。

○総務部長（和田剛明）九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

地方公会計制度の整備につきましては、平成二十七年に総務大臣通知により、「統一的な基準」が示されたことから、平成二十八年度にお

いてシステムの更新を行い、固定資産台帳及び財務諸表について、これまでの「基準モデル」から「統一的な基準」への再整備を行ったところでございます。

次に、今後の予定でございます。

本議会におきまして、平成二十八年度の決算の数値を御認定いただいた後でございますけれども、平成三十年三月末の完了・公表に向けて、財務諸表の作成及び固定資産台帳の更新作業を進めてまいります。

また、公会計への理解を深めるために、昨年度は、公会計担当職員を県あるいは関係団体主催の研修会へ、四回の派遣を行ってございます。知識の習得に努めるとともに、さらに今年度は全職員を対象に、研修プログラムを策定いたしましたして、既に実施済みの研修会を含め、今後、数回程度の研修会も予定をしておるところでございます。

また、次年度以降も継続して職員研修会を実施いたしてまいりまして、複式簿記、あるいは職員のコスト意識の醸成に努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田 正）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）今答弁いただきましたように、決算認定後来年の三月末には公表していただくという形でございます。

この公会計制度でございますけれども、総務省のモデルを使うのか、こういったモデルを使うのか教えていただけますか。

○議長（吉田 正）和田総務部長。

○総務部長（和田剛明）九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

本市の公会計制度に用いるソフトウェアでございますけれども、これはPPP（トリプル・ピー）と申しまして、民間の作成するソフトの活用を進めてございます。

以上でございます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田 正）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）いわゆる総務省から出しておるソフトは使わない、トリプル・ピーを使って行うということですね。それに掛かる諸費用はどんなもんですか。たくさん掛かるのですか。

○議長（吉田 正）和田総務部長。

○総務部長（和田剛明）九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

ただいま総務省のソフトについての、御指摘ございましたけれども、当初この総務省のソフトを使うか、先ほど御紹介申し上げましたトリプル・ピーというソフトを使うか比較検討をいたしました。その結果、国の総務省の示しているソフトでございませけれども、これを活用するとなれば端末の更新等々も必要となってまいります。そういった部分で非常に費用がかさむといったこともございますし、他市に確認をしたところソフト自体にちよつと不具合も報告されているようなところも見受けられたところでございます。他市の状況もいろいろ確認をしてまいりますと、例えば奈良県下におきましては三十三団体がトリプル・ピーというソフトを活用しているといったこともございまして、このソフトの導入を決定したところでございます。

それからただいま御指摘をいたしております、このための費用でございませけれども、平成二十八年度の決算における会計事務所への委託料でございますけれども、この諸表の作成の費用として約二百五万円、そして保守更新業務として約七十二万円を、合計で約二百七十七万円を支出しているというところでございます。

以上でございます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田 正）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）トリプル・ピーでやっていくということには別に異論はございませんし、使いやすいのを使っていたら結構かなと思うのですけれども、ただこれを公開していかなければならないと、また後ほどの三番にも分かりやすい公会計制度の取組についてという質問もございませので、後ほどまたこれに関連したことを質問させていただきたいと思ひます。

次の（二）固定資産台帳の活用についてでございます。

台帳は作成していただいたと聞いておりますが、まず現状をお尋ねしたいと思います。

○議長（吉田 正）和田総務部長。

○総務部長（和田剛明）九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

ただいま御指摘の固定資産台帳でございますが、市が保有する公共施設等の老朽化の程度、あるいは将来の更新等に要する経費の推計などに用いるものでございまして、新公会計制度における財務諸表の作成においては、同台帳の整備が必要不可欠でございませ。

このことから、本市では平成二十四年度に整備をいたしました固定資産台帳の更新を行うとともに、昨年度より庁内情報システム上で閲覧ができるように担当課より情報の提供を行っているところでございます。

以上でございます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田 正）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）いわゆる庁内間で各部署がそれを閲覧できるというシステムになっておるといふふうに。

その内容なんですけれども、こういった内容が記されておるのか教えていただけますか。

○議長（吉田 正）和田総務部長。

○総務部長（和田剛明）九番山口耕司議員の御質問にお答えいたします。

固定資産台帳の内容、そこに示されております情報でございますけれども、資産の名称であるとか資産の位置、それから取得年月日、現在の減価償却の状況等々幅広い分野におきまして一つ一つの固定資産の情報を網羅したものとっております。

以上でございます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田 正）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）なぜそんなことを聞いたかと言いますと、この台帳が一番の基になっているんな財務諸表を作られるわけでございますので、将来の五條市にとって何が必要なのかということがこの資産台帳を見て一目瞭然で分かっているかなくてはならない。そしてたくさんデータになるかと思うのですが、この活用について今現在どのように取り組んでおられるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（吉田 正）和田総務部長。

○総務部長（和田剛明）九番山口耕司議員の御質問にお答え申し上げます。

先ほどから申し上げましたように、固定資産台帳は公共施設の老朽化の程度、あるいは将来の更新等に要する経費の算定に非常に有用な資料でございます。当然市の事務事業の全般に広く活用するということが求められておるといふふうに理解してございますが、まだ庁内情報システムにアップして間もないということもございまして、まだまだ研修不足などございまして、現状は部分的な活用に留まっておりますというところでございます。

このことから、他団体の事例の研究や台帳の活用の特化いたしました研修を行うなど、コスト意識の醸成を含め、職員の意識の向上に資す

る取組というのを今後も積極的に進めてまいりたいと考えてございます。

また、次年度から新たに今導入を予定してございます事業別予算と固定資産台帳をどう連動していくのかということも今後検証をしてまいりたいというふうには、併せて考えておるところでございます。

以上でございます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田 正）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）そうですね、事業を起こすときにはしっかりとこの台帳を活用しながらいい計画を立てていただきたいと思しますので、どうか活用の方、しっかりと推奨していただきたいと思えます。財政部局ではしっかりとつかんでおるけれども、それは各担当ではなかなか使いにくいとかいう声が挙がらないように、しっかりと取組をよろしくお願いしたいと思います。

そして市民が分かりやすい公会計制度の取組についてでございます。

私も市職員の方の公会計制度の研修会に行かせていただきました。その中で講師の方の質問で、公会計制度を知っておる方ということで手を願ったら約半分ほどの方が知らなかったというのが現状でございます。しっかりとこの公会計制度の取組をしていかないと、市民に公表していくまでの職員の方にしっかりとその辺をやっていたかかないと効率が上がらないし、公表もできないのではないかなと思えますので、（三）市民が分かりやすい公会計制度の今後の取組について、今現在どのような計画で進んでおるのか、またどのような体制で誰が行うのかお尋ねしたいと思います。

○議長（吉田 正）和田総務部長。

○総務部長（和田剛明）九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

貸借対照表や行政コスト計算書を始めとする財務諸表につきましては、分かりやすく市民の皆様にご公表いたしました。市の財政状況や将来の施策に対して御理解を賜ることが重要であると判断をいたしております。

現在、平成二十八年度決算に基づく財務諸表の公表に向け、その公表手法について検証中でございますが、非常に難解な公会計の仕組みや、あるいは財務諸表などから見えてまいります市の現状、将来の見通しなどを市民の皆様幅広く御理解をいただくため、どのような形が良いのかといった課題がございます。

このことから、さらに先進他団体の事例検証や専門機関からの助言などにより複数の案を作成いたしました。我々職員が市民目線で分かり

やすい広報の手法というのを考察してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田 正）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）そうですね、市民目線に立って分かりやすいようにやっていただきたいと思うのですが、早くから取り組んでおります先進しております町田市とか、既にその専門家に近い方がしっかりとその担当部局で頑張っておられると、その方は異動もなしにそこですつとやっておられることを去年の研修、私が行かせていただいたときに確認をさせていただきましたし、独自のいいシステムも作っておられるようにございます。ただその中で異動の多い本市の職員の方々は大変、…どう言いますかな、会計士に近い形の職務を遂行していかなくてはならない中において、今後どうやっていくのかなという大変疑問にも思いますし、大変な中、職員の方をどうやって勉強して力を付けていっていただくのかというのが大変な課題になるうかと思うのですけれども、その辺のことを踏まえまして、市長に見解を求めたいと思います。

○議長（吉田 正）太田市長。

○市長（太田好紀）九番山口議員の質問にお答え申し上げたいと思います。

先ほどから部長の方から答弁をしておりますけれども、新公会計制度による情報を分かりやすく市民の皆さんにお伝えすること、市政運営に御理解を賜ることは大変重要なものと認識をしております。

当該制度の意義や目的、またこれまでの取組の経緯などについては既に御案内のとおりでございますが、公表は終着点でなく、その後の活用が重要なものと判断をいたしております。

財務諸表や固定資産台帳の情報を事業別予算へ反映するなど幅広く事務事業に活用するよう事務方に指示をしているところであります。

なお当該制度の運用に関しましては、引き続き国や先進自治体の動向を注視しながら本市における体制づくりや人材、会計士の確保についてはどのような形が最も望ましいか、さらに検討の上、適宜適切に判断してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田 正）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）ありがとうございます。

先ほど公会計をトリプル・ピーですか、ソフトを使ってやると、その後会計士の方が管理していくという形になっていくんでしょうね、会

計士の方がそれを操作していくという形になるんでしょうね。

そういった外注をしていくのか、今後外注をやり続けるのか、それとも会計士、五條市が雇い入れて五條市に見合った形の計画を立てていくのか、その辺は市長どうお考えになりますか。

○議長（吉田 正） 太田市長。

○市長（太田好紀） 九番山口議員の質問にお答え申し上げたいと思います。

これはいろんな見解があると思うのですが、どれが望ましいかということ、雇用するのか、雇用というよりもどちらの方がいいのかというところは費用的な問題もあります。どっちが正しいかということで財政的なことも踏まえて適時これは判断をしなくてはならない、その中において一番望ましい方法を考えてまいりたい、そう考えております。（「九番」の声あり）

○議長（吉田 正） 九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司） それはもう一番望ましい方法を取っていただきたいと思いますが、やはり私の考えですけれども、五條市の実情をよく分かった方にいろんなことを、公会計制度を抜いていただくというのが適切ではないかなと思います。

したがって、職員の方にもそういった力を持った方を雇い入れるとか、そしてまた職員の方がしっかりとそれを学んでいただいて会計士ほどのレベルアップをしていただくとか、大変負担は掛かるうかと思えますけれども、よろしくお願いしておきたいと思いますので、最善のいい方法をどうかよろしくお願い申し上げます。

続きまして、……もう一つ、公会計制度の整備に係る支援というのが総務省の方から出ておりますので、その辺もしっかり見ながら取り組んでいただきたいと思えますので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして空き家対策についてでございます。

八月に市民の方、本町に住んでいらつしやる方から隣の空き家の樹木が大変生い茂って困っておるんやと、どうかしてほしいということ、見に行きますと、言っておられたように家はとても住めるような状態ではなく桜が大変大きく茂っておって通行するにも頭が当たる、また落葉する時期には、といが桜の葉っぱでいっぱいになってしまふという、大変困っておられた市民の方がいらつしやいました。そのことを受けてじゃないですけども、しっかりとこの空き家対策に取り組んでいかななくてはならないと考える次第でございます。

それでは質問に移りたいと思います。

(二) 本市の空き家の実態と現在の取組についてお尋ねいたします。

○議長(吉田 正) 平田都市整備部長。

○都市整備部長(平田耕一) 九番山口議員の御質問にお答えします。

空き家の実態については、実態調査を行った結果、市内の空き家数は一千百六十六件、うち小規模な修繕により利用可能物件が百三十七件、管理が行き届いておらず損傷も見られるが、当面の危険性はない物件が五百三十一件、今すぐに倒壊や建築材の飛散等の危険はないが、管理が行き届いておらず損傷が激しい物件が四百五十七件、倒壊や建築材の飛散など危険が切迫しており、緊急度が極めて高い物件が四十一件となっております。

また、現在の取組状況につきましては、五條市空き家活用推進支援を、NPO法人NARA達者倶楽部、大和社中へ行っております。平成二十八年度の実績については、NARA達者倶楽部で空き家無料相談窓口を開設し、相談件数が百六件、空き家の調査が九件の実績がありました。

また、UIJターナー者に対し、空き家情報の提供を行い、十九回の現地案内を実施し移住促進に努めました。現在までに空き家を紹介し、移住が成立した件数は一件二名です。

大和社中につきましては、空き家の活用を推進するためのセミナーや「田舎フリーランス入門講座」を開催いたしました。今後、起業したい方とマッチングできる物件があれば空き家の活用推進につなげていくものです。

以上、答弁とさせていただきます。(「九番」の声あり)

○議長(吉田 正) 九番山口耕司議員。

○九番(山口耕司) 実績として一件二名の方がそのバンクを利用してお住まいになったということですね、その講座っていうのは、何回開いて何人のぐらい来られたか分かりますか。

○議長(吉田 正) 平田都市整備部長。

○都市整備部長(平田耕一) 九番山口議員の御質問にお答えします。

先ほど相談件数っていうのが百六件ありました。その中で空き家の相談が三十六回、移住の相談が四十九回、それと解体などのいろんな相談が二十一回ということで、計百六回(議場に声あり)……講座の回数は……(「九番」の声あり)

○議長（吉田 正）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）後で教えていただきたいと思ひます。時間がございませぬ。

しつかりこの二つのNPO法人で取り組んでいただいておりますこととございませぬ、今現在のはね。ただ、このNPO法人の取組は今年度からか、…前年度、何年取り組んでの実績なのか教えていただけますか。

○議長（吉田 正）……………平田都市整備部長。

○都市整備部長（平田耕一）九番山口議員の御質問にお答えします。

平成二十八年度から実施しております。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田 正）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）簡単な答弁でございませぬけれども、しつかりよろしくお願ひしたいと思ひます。

取組が始まってまだ間がないということで、全国的なレベルにはなかなか追いつかないのかなというのが現状ではないかと思ひます。

国土交通省は、空き家・空き地の所有者と利用希望者をインターネット上でマッチング、いわゆる引き合わせをさせる自治体運営の「空き家・空き地バンク」を集約し、「全国版」のサイトを今月中にも一部スタートさせるということが、公明新聞の記事に載っております。利用者が全国の物件をワンストップ、一箇所で検索できるようにし、条件に見合った入居先を見つけやすくする。

全国版バンクは、二つの不動産会社が国土交通省や自治体と連携して運営し、そのうち一社が先行して今月中から情報提供を始める。ホームページ上で物件の写真や簡単な情報を分かりやすく公開し、利用希望者が実際に現地を確認したい場合や、より詳しい情報を得たい場合は物件のある自治体に問い合わせる仕組みと聞いております。

空き家バンクは、全国二千七百四十市区町村の約四割に当たる六百八十五の自治体で実施済みでございませぬ。これは二〇一五年時点でございますが、建物や土地の賃貸や売買に関する情報について、民間の不動産会社が取り扱わないような築年数が古くて安価な物件もカバーし、インターネットを利用した情報の公開のほか、自治体窓口で閲覧サービス、資料送付を無料に行っております。

今回、自治体の垣根を越えた全国版が始まることで、物件の選択肢が増えることにならうかと考えます。

（二）空き家バンク「全国版」との連携について、市の考えをお聞かせ願ひませぬか。

○議長（吉田 正）平田都市整備部長。

○都市整備部長（平田耕一）九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

全国版空き家バンクの構築により、市場のマッチング機能を強化し、活用できる物件の流通促進を図るものです。現在は市町村が個別に運営しているため、利用者の一覧性がなく、検索や比較検討がしづらいため、全国版空き家バンクを設置することで、物件情報を集約し、一覧性を持って消費者に提供するサイトで、運営は民間会社が行うものです。

平成二十九年十月二十五日以降に全国版空き家バンクサイトが公開され、各自治体の空き家バンク情報が随時公開予定です。

市としては、全国版空き家バンクサイトに登録し情報提供等の在り方について十分に検討し、対応していきたくと考えております。
以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田 正）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）登録して取り組んでいくというような答弁だと思うんですけども、担当課はまちづくり推進課ですわね、大変な事業を抱えておる中で、こうしたところは大変職員さんの人手不足になるうかと思うのですけれども、今やっていただいておりますNPO法人ともしっかりと連携を取って行っていただきたいし、少ない職員の中で余り……、大変失礼な言い方かもしれませんが効果の出にくい事業でもございます。先ほども一件二名の方が引越していらっしやったということでございますので、しっかりとこの全国版を使って全国に呼び掛けるというのも大事でございますので、その辺もよろしくお願いしたいと思います。

続きまして、次の質問でございます。

住宅確保が困難な低所得の高齢者や障害者、子育て世帯などのために、空き家・空き室を利用して住まいを提供する新たな住宅セーフティネット（安全網）制度が、十月からスタートいたします。

同制度の周知に向け、国土交通省は今月、北海道や広島など全国七都道府県で説明会を実施し、各会場には自治体や不動産会社などの経営者らが多数参加、愛知や福岡などでは追加開催も行われるなど関心の高さが示されました。

同制度は公明党のリードで、改正に基づくものでございました。しっかりとこの辺も取り組んでいただきたいという思いで質問をさせていただきます。

そうした高齢者の住宅セーフティネットというのがこれから構築されていくのですけれども、市当局としての考えをお聞かせ願えますか。

○議長（吉田 正）平田都市整備部長。

○都市整備部長（平田耕一）九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

住宅セーフティネット制度については、高齢者などの住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する施策の基本となる事項等を定めることにより、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進を図り、国民生活の安定向上と社会福祉の増進に寄与することを目的としています。

制度の背景には、民間賃貸住宅の大家は高齢者等の住宅確保要配慮者の入居に高い拒否感を持っている方もおられ、入居を制限していることもあります。賃借人が住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として、都道府県、政令市、中核市に登録を行い、入居希望者に情報提供を行います。

制度は、平成二十九年十月に施行される予定となっております。国の方針も定まっていない部分がありますが、五條市としては、国・県、関係部署と協議しながら対応していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田 正）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）四月に法改正になったものでございます。その制度を利用すれば国から最大四万円の家賃補助が出るとともに住宅契約の際に必要な保証人がいない場合の家賃債務保証の保証料助成最大六万円が受けられるということでございますし、その辺もNPO法人としっかりと連携を取りながらやっていく、そしてまた福祉部門と連携を取ってやっていただきたいと思いますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

群馬県の沼田市でございますけれども、五月から空き家の解体費用の一部を補助する制度をスタートし、一年以上居住されていない個人所有の戸建て住宅と、事務所や店舗と併用する住宅等の解体工事費用を補助したというのですね。補助金額は工事費に三分の一を掛けた額で上限二十万円、一九八一年五月三十一日以前に建てられたものは十万円加算されるということでございます。

この市では八百棟の空き家があって、中でも危険と思われるものが六十あったということでございます。早急な対策がこの沼田市では求められて、そういった制度の取組になったということが報じられておりましたけれども、市内に空き家というのはまだまだ増え続けてきますし、いろんな対策を取っていかなくてはならないと考えますが、こうした全国版バンクの取組やまた総務省から出されております高齢者の住宅セ

ーフティネット等の取組について市長に見解を求めたいと思います。

○議長（吉田 正） 太田市長。

○市長（太田好紀） 九番山口議員の質問にお答え申し上げたいと思います。

るる担当部長の方から説明がありましたけれども、この空き家バンクの全国版に対しては大変これは重要な位置付けだと、これは五條市以外全国的な問題として取り上げられております。そんな形の中で、五條市だけでなく全体的な流れの中で共にやっていくということが大変重要であろうかなというふうに思っております。

また高齢者の住宅側セーフティネットの活用につきましてもいろんな補助制度ということもございますけれども、いろんな形の中で今国の流れや動向を見ながら、そして県関係部署と連携を取りながら前向きな形の中で取り組んでまいりたい、そういうふうに考えております。

以上です。（「九番」の声あり）

○議長（吉田 正） 九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司） どうかよろしくお願い申し上げます。

次の質問に移ります。地域公共交通についてでございます。

七月二十八日に第三十回地域公共交通会議が開催されました。その中に私も参加させていただきました、その議題にも挙がっております、五條市地域公共交通網形成計画の策定について、市の職員の方から紹介があつて、その会議で賛同を得たと、こう認識しておるわけでございます。それをもって平成二十九年七月版としてこれが各議員の方に配られたと思ひます。そしてこれを読ませていただいて取り組んでほしいことがたくさん見受けられました。これが公共交通会議ではただ五條市が提案したことに対しての、決定するか否かの会議でございます。こうした計画を策定するのはあくまでも五條市でございますので、その中の大切な交通網形成計画であると私は認識をしております。そんな中で特にこれを見て感じましたのが、全てのバスの移送、地域公共交通はこの中です、五條バスセンターを中心とした運行となっております。この計画の期間というのは平成二十九年度から平成三十三年度までの計画を立てておる、その中で新庁舎も出来上がつてこようかと思ひます。その中でどうして五條バスセンターを中心とした運行で今後新庁舎を踏まえての計画が、新庁舎という言葉が載っておりますんやけれども、その辺どうお考えになっておりますか。

○議長（吉田 正） 辻田市長公室長。

○市長公室長（辻田祥友）九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

本年度策定いたしました五條市地域公共交通網形成計画、愛称ゴーちゃん交通計画の中では、新庁舎については、新たな交流拠点と位置付けており、南和地域の交流拠点となる施設と連携したネットワークの構築を基本方針の一つとしております。その中で交流拠点をつなぐルートの充実を事業項目として挙げており、新庁舎を含むJR五条駅周辺は交流ゾーンとして主要な拠点と位置付けております。

利用者の利便性向上、地域活性化のためにはこのルートの充実は重要と考えております。

多くの市民の方がアクセスしやすく利便性の高い公共交通網について検討を行い、五條市公共交通会議で承認いただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田 正）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）先ほど私申しました、いわゆる五條バスセンターを中心とした交通網の形成ですわ、これは。そうじゃないですか。今新たな拠点を中心としたというんじゃないでしょうか。その辺はどう考えておられますか。

○議長（吉田 正）辻田市長公室長。

○市長公室長（辻田祥友）九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

確かにこの中には今現在五條バスセンターを中心とした中で各ライン、ルート設定等しております。六月に私申しましたと思うんですけども、やはり新庁舎というものについて当初五條の公共交通を構築するに当たってその場所の確定等がまだ決まっていなかったと、そういう段階の中でスタートしてきたというふうに記憶しております。その中で今現在場所も決まりました。今後はやはりおっしゃる部分は、ここにはそのような形にはなっておりますが、また違うところにも弾力的にやっていくことも記載しておりますので、今後は新庁舎、先ほど申しましたように駅、それから五條バスセンター、そのようなルートを鑑みて、もう一度ワーキング会議等で諮っていただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田 正）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）私の意見です。まあ勝手な意見やと思っただけ聞いてくれたらもう結構ですけれども。

奈良交通に依存しておるのが今現状なんですよ。だから五條バスセンターを中心とした交通網を形成していかなくてはならない。五條市独自の交通網を形成すれば庁舎が中心となってくるはずですよ。市民の利便性を考えていくならば何がいいのか、先ほどの質問でもございました。高齢化して免許返納した方、どうやって対応していくのか、また空白地域をどう考えていくのか。奈良交通はやってくれません。その中で大事なのは地域公共交通、五條市独自の交通網を築き上げることが喫緊の課題ですよ。そうした中でこの五條バスセンターを中心にしていくというのは、いわゆる奈良交通に、この年度まで、平成三十三年度まで委託していくということにしか私は受け取れない。五條市独自のはなかなかできないのではないかとというのが反対に見受けられた次第でございます。だから聞かせていただきました。私もしっかりと勉強していい交通網を築いていきたいなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、この中でのご話でございます。ここで目標値、平成三十三年度の目標値というのが、この本でいいますと三十ページに記載されております。五年後に評価するということで、P D C Aサイクルでしっかりと検証していきたいということまでこの計画にはうたわれております。ただ現状では、どこ言いましようかな……、コミュニティバスの利用者、現在三万一千八百人、平成二十八年度で、その目標値は三万二千人、三年で二百人しか増えてないんですよ。これが目標ですか。二百人上がることが目標なんですか。その辺どうお考えになるのか、御答弁いただけますか。

○議長（吉田 正） 辻田市長公室長。

○市長公室長（辻田祥友） 九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

五條市人口ビジョンの推計では単純計算で人口が減少することが予測されております。

平成三十二年の努力目標の数値は概ね現状維持としております。その状況の中、ゴーチャン交通計画における数値目標についても最低でもやはり現状を確保していくことが必要と考え設定した次第でございます。

より利便性が高く、多くの方が利用しやすい公共交通網を構築し、地域の活性化につなげて目標値を達成できるように取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田 正） 九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司） 公室長、二百人ですよ、増えるのは現状から。ちょっといい交通網を、いいバスを走らせてくれたら二百人ぐらいますぐアッ

プするじゃないですか。思いませんか。この策定をしたときに私を見て驚きましたよ。そして一人当たりの経費、今現在一千二百四十
二円、将来は一千三百円以下、それは当然のことですわ。現状より下がっていくのは。市民の方に利用していただいて、先ほど過疎地有償運
送の話をされておりましたけれども、市民の方に協力していただきながらいい交通網を形成していかなくてはならない。もう一度この目標値
を見直してほしいと思うのですけれども、その辺はいかがですか。

○議長（吉田 正） 辻田市長公室長。

○市長公室長（辻田祥友） 九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

ゴーちゃん交通計画の数値目標は、国などの助言をいただき地域公共交通会議で承認を得て策定しております。

目標設定に当たりまして、参考とした人口ビジョンでの単純計算では五年間で二千人、約六・四パーセントの減少が見込まれており、利用
者も減少が予想されていることから現状維持にはこれまで以上の努力と工夫が必要であると考えております。

目標値達成にはより利便性の高い公共交通網の構築が不可欠であることは認識しており、ゴーちゃん交通計画に基づき各種交通施策に取り
組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田 正） 九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司） 先ほども私言いましたね、地域公共交通会議、そこは承認する場所なんですよ。ですね。副市長が中心となって会議を開い
ていただいております。その中で五條市が提案したことに対して承認をもらう会議、だからそこで承認をもらえないと陸運局の許可も下りず
新たな時間帯、またバス停等を設けられないという、そういうシステムになっておるのは重々存じ上げております。そうした上で、しっかりと
と五條市の市民の足、いわゆる住み続けるための足の確保ができるかどうか、こんな田舎に住んでおたらもうお父ちゃんお母ちゃんあかん
でと、家帰っておいでと、住んどつても病院一つ行かれへんやないかと言われるのが現状にならないように取り組んでいただきたいと思いま
す。

続きまして、次の質問に移ります。

二番目の高齢者・福祉との連携した政策についてでございます。

先般、西吉野の方から相談が寄せられました。高齢者のお母さんがおられて、そしてその方は息子さんが聴覚障害を持っておられ、たまに

は家に帰って来て家のことをするのやけれども、将来五條市に戻って住み続けたい、住みたい、しかしながらその場所では大変不安が多くて住むのはちょっと躊躇するというお話を聞かせていただきました。その地域は、生活圏は昔は下市・大淀方面に出て行くバスがございましたので十分そのバスを利用して買い物ができるけれども、今は地域公共交通を利用して五條市に出てくることしかできない。乗り継ぎで下市方面に出ることは可能とはなりますけれども、いわゆる冬場でしたら大変寒い地域でもございます。そうした体の不自由な方、また聴覚障害があつて利用しにくいというそういった方々、福祉と連携した中で今後どういった形で取り組んでいくのか教えていただけますか。

○議長（吉田 正） 辻田市長公室長。

○市長公室長（辻田祥友） 九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

少子高齢化が進む中、高齢者の移動手段の確保、また交通安全の確保の観点から高齢者の運転免許証返納の促進は重要な課題であると考えております。

本市においてもあんしん福祉部と意見交換を行いました。また八月三十日に開催いたしました第一回五條市公共交通ワーキング会議においてもあんしん福祉部に参画してもらい、高齢者福祉の医療サービスの現状とこれからの連携について協議を行ったところでございます。今後においても福祉部局と連携を密にし、情報共有を行いながら地域公共交通施策の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田 正） 九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司） ワーキング会議に福祉の方が入っていただいて協議をされておる、大変有り難い話だと思いますし、また必要なことであるかと思えます。

そのワーキング会議というのはどういったものなのか、再度教えていただけますか。

○議長（吉田 正） 辻田市長公室長。

○市長公室長（辻田祥友） 九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

五條市地域公共交通ワーキング会議は、五條市公共交通会議の下部組織として、本市が置かれた状況を踏まえ、公共交通に関する諸問題について検証し、住民ニーズの把握や意識高揚を図りながら公共交通網の改善・再構築に向けた素案の企画立案を行うために設置し、先ほど申しましたように八月三十日に第一回の会議を開催しております。

構成メンバーは、地域公共交通の専門家である大阪大学工学研究科助教の猪井博登氏、近畿運輸局奈良運輸支局の運輸企画専門官、奈良県県土マネジメント部地域交通担当、本州市長公室企画政策課担当からなり、必要に応じて関係者を招集することとしております。

今回は五條市の課題、今後の大まかなスケジュールの共有、今後の進め方を確認した後、福祉部門の現状の確認、南奈良総合医療センターのダイヤ及び五條市デマンド交通の取扱い等についての協議を行いました。

今後、会議で出てきた課題、調査項目の整理を進めながら概ね二箇月に一回のペースを基本に開催していきたいと考えております。

より効率的で利便性の高い公共交通網の実現に向け、専門的見地からの助言等をいただき協議を重ね、公共交通会議での議論を深められるように進めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田 正）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）大変有り難いと思います。こうして二箇月に一回、専門家また大学の助教授が来ていただいて会議をされておるのは大変有り難いし、福祉部門も参画されておることです。安心して思います、思いますが、地域公共網の形成、いつまでになあかんと思いますか。

○議長（吉田 正）辻田市長公室長。

○市長公室長（辻田祥友）九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

やはり今現在では、新庁舎建設のしゅん工に当たってが、一応の目標として構築するべきだと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田 正）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）はい、私もそのように思います。ですのでもしっかりとワーキング会議で揉んでいただいて、今の問題点も既に担当部局は御存じでございます。その辺もしつかり会議のテーマに挙げていただきまして、より良い交通網を築いていただきたいとお願い申し上げます。

最後に、市長にお伺いしたいと思います。今先ほどの交通網形成計画目標値、並びに今のこの取組についての見解を求めたいと思います。

○議長（吉田 正）太田市長。

○市長（太田好紀）九番山口議員の質問にお答え申し上げます。

担当部長からるる説明がありました。過去にも何回か山口議員からも質問、またその他議員からの質問もありました。このことは大変重要な位置付けということで認識はしています。

過去を振り返りますと、平成二十五年度の予算が六千百万円くらいあったのが、現在平成二十九年度で一億一千百円ということで、相当な事業費が上がっていると、その割には市民の皆さんが喜んでいただいているのかなというところ、まだまだそこまでは至っていないのではないのかなと、これだけお金が膨れ上がったとしても、その在り方というのは大変重要なことであろうかなというふうに。過去に山口議員が質問したときに、いったんメインの奈良交通を全て白紙に戻してやらなくてはならないと言ったことがあると思うのです。というのは、今の起点というのは奈良交通が起点としてコミュニティ、またデマンド、フルデマンドという形でやっている。となればいったんどっかで降りてしまつてまた乗り換えをすとか、そういう形のもが多々あるという、それをいったんは新たな体系を作り替えなければ、現状ではやっていけないのではないのかなと、そのためにもいろんな一つの施策・方策というのが当然あるのかなと思います。

一つは新庁舎ができたときにおける交通体系というのが大変重要であるのではないかと。やはりあの場所に多くの皆さんが来ていただくためには、やはりその交通体系によって、なっていく。

先ほども数値目標二百人というような、山口議員からも御指摘がありました。目標数値というよりも私は基本的にどのような体制でどのように乗って行けるような環境を作るか。大型バスを小型化する、小型化することによって、今までの本線から枝に入って行ける、そうすることによって高齢者や障害者の皆さん方がそれを利用できる。どこまでその配慮ができるか、その地域性を考慮しながらやっていかななくてはならない。それと平坦部と山間部の違いも当然あります。空白地帯のところをどうしていくかという、それを全面的に一〇〇パーセントクリアすることは不可能であると、その辺の区別をしながら、そしてその辺の配慮をどうしていくかということが一つの課題であろうかなと、これだけの投資をする中において、市民の皆さんに喜んでもらえるような、ああこれで良かったなと、お医者さんにも早く行ける、またお金もそう掛からないという、そういう一つの……、市民の皆さんにも御理解していただくためにはその在り方を、今の流れを再度もう一遍見直す時期が、一つは新庁舎建設のときが一つの起点になるのではないかと、そのときに改めて一つの施策、再度点検チェックをしてもう一遍新たな交通体系の在り方をそれまでに検討して再度皆さんが病院もわかりですけれども、新しい庁舎にも気楽に来れるようにできるような、また高齢者の皆さんが今言ったように免許証を返納するというような事態もあります。過去にこういう人がおりました。返納したくても返納できない、目も悪くなった、でも私たちは車がなかったらどないも生活ができないという方も、やはり山間部の皆さんの中にはたくさんおられま

す。だから八十歳以上になっても車に乗っている方というのがおるのも事実です。でもそれを返納したら私たち生活できないということの深刻な問題を私たちにも提起されたこともありす。そういうことを踏まえながら総合的な判断とそして市民に理解が得られるような形の中でこれからも努力してまいりたい、そういうように考えております。（「九番」の声あり）

○議長（吉田 正）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）今市長もおっしゃっていただきましたように、一億一千万円余りのお金が、皆様の税金が使われて地域公共交通を守っていただいております。これだけの予算でしっかりと市民に役立つ交通網を形成していただきたいと思ひますし、私自身もしっかり勉強しながら取り組んでまいりたいと思ひます。

特に地域公共交通に関しては、私も議会で、ほとんどの議会、二回程度抜けたくらいですかなあ、ずっとこの二期八年の間質問させていただきました。しかしながらなかなか思うようなところまで到達していないのが現状かと思ひます。しかし予算はたくさん付けていただいております。私も七年前にアンケート調査をさせていただいて八百人余りの方に回答を得ることができました。その中で市民の税金を使っても、交通弱者の方に税金を使ってもいいですかという項目に関しましては、約八割の方が賛同を得ることができましたし、しっかりと住み続けるための足の確保を是非とも願ひしたいと思ひますので、どうかよろしく願ひ申し上げます。

以上で、山口耕司の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（吉田 正）以上で九番山口耕司議員の質問を終わります。

昼食のため一時十五分まで休憩いたします。

午後零時四分休憩に入る

午後一時十二分再開

○議長（吉田 正）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

この際、申し上げます。議員各位の質問並びに理事者側の答弁は明瞭、的確に願ひいたします。

一般質問を続けます。

次に、六番窪 佳秀議員の質問を許します。六番窪 佳秀議員。

〔六番 窪 佳秀質問席へ〕

○六番（窪 佳秀）議長から発言のお許しをいただきましたので、一般質問を通告のとおりさせていただきます。

まず初めに、平成二十三年九月に発生いたしました紀伊半島大水害で行方不明になっていた四名のうち、一名の方が去る六月三十日に風屋ダムの方で御遺体で発見されました。改めまして御冥福を申し上げますとともに、いまだ安否確認ができない三名の方々の一日も早い発見をお祈り申し上げます。

それでは一般質問をさせていただきます。

大きな一番、五條市新市営墓地建設についてでございます。

新市営墓地建設については、長くにわたり各五條市内のいろんな候補地の中で検討をできておって、地元等の折り合いとか協力とかそういうことがうまくいかずに進んできた経緯があったかと思えます。その中において、今現在の五條市の新市営墓地建設の進捗状況、これについてお伺いしたいと思えます。

○議長（吉田 正）井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭）六番窪議員の御質問にお答え申し上げます。

新市営墓地建設事業の進捗状況につきましては、平成二十九年三月に測量、ボーリング、墓地本体及びその他周辺の基本構想策定業務について、公募型プロポーザル方式により委託契約を締結し、ボーリング調査を四月中頃から五月中頃に掛けて実施いたしました。

六月下旬に、ボーリング調査の報告書が提出され、調査結果では、ほとんどが盛土で深いところでは九メートルもあり、谷形状であった上に地下に水脈があり地盤が軟弱なため、墓地の建設に適さないことが判明いたしました。

これらのことについて地元の説明を行い、総合的に判断した結果、当該地においての新市営墓地の建設は誠に遺憾ながら中止に至りました。以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（吉田 正）六番窪 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀）今の進捗状況ということで、先日議会にも報告があったわけでございますけれども、今の話の中ではボーリング調査の結果、

地盤が軟弱でそして墓地の建設には適さないというような形の中で新市営墓地の候補地であった牧野地区においての市営墓地建設を中止、そして断念することでありました。しかし最初市からの提案に基づきまして地元ではたびたび会合を行い、協議を重ねてきました。先ほども地元への説明ということがございましたけれども、地元への中止に関する説明会の開催状況についてお伺いいたします。

○議長（吉田 正）井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭）六番議員の御質問にお答え申し上げます。

地元であります牧野地区自治連合会におきましては、平成二十六年五月から平成二十九年四月まで十一回、墓地の建設に向けて、墓地本体や墓地周辺の整備方法などについて様々な提案をいただき協議を行ってまいりました。

平成二十九年八月十九日に建設予定地の周辺四自治会、八月二十六日には牧野地区全体であります十七自治会に対しまして、当該地の墓地建設の断念の旨を説明し、文書の回覧も依頼し、御理解をいただいたところであります。

以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（吉田 正）六番議員 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀）今報告があったわけですけれども、市側からのうんぬんで会合が十一回ということでございますけれども、地元においては市側から平成二十六年になって大和ハウス工業株式会社所有地で五條市中之町一〇四五番地外二十四筆の土地が候補地ということで、そのときの理由は周囲には住宅地が少ない、そして道路事情が良い、そして一番墓地を必要としている田園地区に近い、そういうことからこの候補地を選定した旨の地元説明会があったわけでございます。それが平成二十六年七月六日ございました。それから後に地元においては自治連合会、そして候補地に隣接する自治会を中心に墓地検討委員会を立ち上げ、検討するとともに十七単位自治会でいろんな意見を聴きながら数十回会合を重ね、明るい墓地、そして公園的な墓地、市の活性化になるような墓地を望み理事者側と協議を行ってまいりました。多大な時間と労費をいたしました。今回、ボーリング調査の結果で断念することとございますが、理事者側においては地元が費やした時間とそして努力をやはり忘れないでほしいと思います。副市長にも何度か説明会には出席をいただき、会合の雰囲気は感じていることと思いますが、地元に対する考えをお聞かせ願いたい。

○議長（吉田 正）樫内副市長。

○副市長（樫内成吉）六番議員の御質問にお答え申し上げます。

地元である牧野地区自治連合会に対しまして、平成二十六年の五月に初めて墓地の整備につきまして説明を申し上げました。予定地の周辺四自治会による小委員会を立ち上げていただき、約三年という長い歳月、たび重なる御協議をいただき、新しい墓地の整備を地域のまちづくりの一環として、また公園的な墓地の整備として様々な御提案などもいただきました。

総合的な判断により予定地においての墓地建設を中止せざるを得なくなつたわけでありますが、御協議いただきました委員を始め地元の方々には多大なる御協力、御尽力をいただきましたことに深く感謝と御礼を申し上げます。また事業を継続できなかったことに対しまして、深くお詫びを申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（吉田 正）六番 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀）今副市長の方から話ございましたけれども、説明会におきましても事業のできなかったことに対して副市長の方から地元に対しお詫びをしていただいたと、僕も出席させていただいたのでそのときの状況は覚えております。ボーリング調査の結果とは言え、僕個人としては残念なことであると思っております。そしてまたあくまでもボーリング調査の結果がこういうことになつたということでございますけれども、市民の中には、いや何かほかのことがあつて、そしてこれを断念したん違うかというような形の中の噂も聞こえてくるがございます。その中におきまして、僕は今日このところで一般質問をさせていただいたということは、あくまでも、あくまでもと言うとおかしいですけれども、先ほども話ございましたけれども、ボーリング調査の結果で、これだけ盛り土がある、そして地盤が悪ければ公的な墓地の建設は無理だということをいろんな方々に知っていただきたいという形の中で、今日は一般質問をさせていただきます。

そしてまた、新市営墓地の説明会と会合には私はほとんど参加をしてきました。参加をしていて感じたことは、検討委員会の委員、そしてまた地元の方々は理事者側の提案を本当に真剣に検討し墓地の必要性を理解いたしましたして前向きな議論が多かつたと思っております。そしてまた田園地区に近いということで田園地区の方々、そしてまた市民からも新市営墓地建設には期待をしていたと、そういう形のことを聞いております。

今回の候補地はボーリング調査の結果、断念することになりますが、今後市営墓地の建設についてどのように取り組んでいくのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（吉田 正）井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭）六番窪議員の御質問にお答え申し上げます。

平成二十九年六月議会におきましても、本市にとって墓地は必要な公共施設であるということをお答えさせていただきました。

その後、同年八月、需要予測を調査したところ今後十年間に必要な墓地数は最大で一千二百基と算出されましたが、当初の計画どおり段階的に六百基から七百基程度で計画してまいりたいと考えております。

本市において、この調査結果により墓地は必要な公共施設でありますので、適地を選定し、今回の経験を十分に生かしながら新たに適地が決定すれば関係自治会や関係機関などの御理解を得ながら進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（吉田 正）六番窪 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀）先ほども申し上げましたけれども、墓地が必要という形の中で市民の中にはやはり環境の整った新しい市営墓地が欲しいと思われる方がたくさんいると思います。今後、早急に検討するようお願いするとともに、やはり今回の教訓ですけれども、三年にわたりいろんな形の中でやってきた中で、ボーリング調査の結果うんぬんということの中で中止をせざるを得なかったという教訓を、今後墓地の候補地も含めまして他の公共施設もそうすけれども、建設する場合、十分な事前調査を行って、そしてそれから後に地元説明会を行っていただくよう、同じことを二度と繰り返さないようお願い申し上げます、この質問については終わらせていただきます。

次に二つ目ですけれども、防災行政についてでございます。

その中において、ちよつと分かりやすく災害弱者支援対策についてという項目ですけれども、災害弱者対策、つまり災害時要援護者避難支援対策でございます。これは二〇一一年の東日本大震災で多くの高齢者が犠牲となりまして、災害時要援護者名簿の作成済みの自治体も二〇一二年の四月現在では六四パーセントに留まっているということから、災害対策基本法が平成二十五年六月二十一日に改正されて、そして国の避難行動要支援者の支援に関する取組指針、そして避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針、これが平成二十五年八月に示されたところでございます。

改正された後に、私の方で過去二回この質問をさせていただきました。その中においてそのときの答弁は、市自治連合会、そして市民、市、民生児童委員連合会、そして警察、そして消防団など避難行動要支援者を支援する重要な関係団体からなる五條市避難行動要支援者検討委員会を設置いたしましたして検討する、そして避難支援計画これが新しく地域防災計画の中に反映され、そしてまた避難行動要支援者台帳システム

の整備を行いました。そしてデータを消防署に提供し、一一九番を受信する指令台に反映することをごさいました。そしてまた有事の際にはその台帳を警察にも提供できる体制を取っておるということをごさいました。

その後の台帳システムの活用と取組の進捗状況についてお伺いいたします。

○議長（吉田 正）山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二）六番窪議員の御質問にお答え申し上げます。

災害時避難行動要支援者対策につきましては、平成二十六年十月に避難行動要支援者名簿を整備し、順次更新を行っております。

この名簿につきましては、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合におきまして、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対しまして、名簿情報を本人の同意なしでも提供することができますが、平時におきましては、災害の発生に備えまして、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供する場合は、名簿情報を提供することにつきまして本人の同意が必要となり、名簿登録に際し、避難行動要支援者名簿情報提供同意書を提出いただく必要があります。

その同意をいただいた避難行動要支援者名簿のデータを五條消防署に提供し、奈良県広域消防組合消防本部の一一九番を受信する指令台において、位置情報とともに情報共有を図り、災害時には情報を把握した上でいち早く駆けつける体制を確保している状況であります。

また、災害時には安否確認を行う際に名簿を避難支援等関係者に提供できる体制を整えているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（吉田 正）六番窪 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀）今のところでしたらそれからの進捗状況と言われましたら、避難行動要支援者名簿これを整備して更新を行っているところの話があったかと思うのですけれども、これはあくまでも当然のことであるかと思っております。

そしてまた、災害時には安否確認を行う際に、名簿を避難支援関係者に提供できる体制を整えているということも今申し上げてくれていますけれども、避難支援関係者とはどのような人たちや、どのような団体を指すのかということがあるかと思うのですけれども、そこでこの避難者名簿、支援者名簿の台帳を作るときの台帳システムの項目、こういうことを台帳に入れてありますよという項目についてお聞かせ願いたい。

○議長（吉田 正）山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二）六番窪議員の御質問にお答え申し上げます。

避難行動要支援者名簿には、災害対策基本法第四十九条の十第二項に定められております要支援者の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、避難支援等を必要とする事由及び自治会名等を掲載しております。

以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（吉田 正）六番窪 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀）今こういう項目ということ話が合ったわけですけども、僕もこの項目を今聞かせていただいた中において、この項目だけではあくまでも支援者の名簿の台帳としてはこれでいいかなと思うんですけども、これをもって避難支援者対策ということを考えていくのはちよつと不十分であるかと考えます。それはまたなぜかということとは後で話をさせていただきますけれども。

それとデータを消防署に提供し、一一九番を受信する指令台に反映させたというところですが、消防署の一一九番の受信のときにそういうような要支援者のその台帳うんぬんのことの中において、それを活用できるのは火災現場、救急現場、そして消防・警察が関係する災害、要は災害現場等で発生したときにこのデータが役立つと、そういうことの活用しかできないかと思っております。これは、僕は何を言いたいかと言いますと、それはあくまでもその現場で活用できますけれども、前もつての避難対策の支援する、そういう形の中には少し不十分であるかなと思っております。

災害時の災害弱者、この支援をする対策としては、やはりここにあります先ほど言ってくれました項目にあります避難支援等を必要とする事由のほかに、やっぱり避難支援者を定めたどうして避難させようかという避難方法、そして個別によります避難所等、避難支援計画、つまり災害時に自主避難行動ができない要支援者を対象とした支援、それを支援する支援者、このことにやはり避難者の手助け、こういうものを事前に決めておく、こういうのが一番大切であるかと思っております。そういうものができますと、災害時に安否確認、そして行うために名簿を提供できる関係者の態勢という形になってくると違うのかなと思っておりますんやけれども、そのためには避難支援計画これが一番大切であります。

避難支援計画について、現在の進捗状況についてお伺いいたします。

○議長（吉田 正）山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二）六番窪議員の御質問にお答え申し上げます。

五條市避難行動要支援者避難支援計画につきましては、災害が発生した場合、またはその恐れのある場合における避難行動要支援者の避難支援に関する必要な事項を定め、迅速かつ安全な避難の実施に資することを目的といたしまして、平成二十六年度に策定いたしました。

その計画におきましては、避難行動要支援者で災害時の避難支援を希望する方は避難行動要支援者登録申請書兼同意書を市長に提出し、その情報を避難支援等関係者に提供することに同意をした方につきまして、情報を提供することになっております。現時点では先ほど答弁した状況となっております。

今後は、避難行動要支援者一人ひとりに応じた支援計画が必要となるため、個別計画を策定していく必要があります。

以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（吉田 正）六番 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀）今の答弁では平成二十六年にそういう避難支援計画、これが策定されておるといふことでその計画に基づき推進していかなくては何の計画と言ったらおかしいですけども、あつても無理かなど意味もなさないと、そう感じます。

その避難支援計画の中で一番大事なのが一人ひとりの個別計画、これが一番大事になってきます。そしてその個別計画には一人ひとりの要支援者の情報、これを一人ひとりに適した個別計画、これはいろんな方々が一人で避難できないといふことが一人ひとりによつて違います。外国人の方もおれば一人暮らしの方、そして介護を受けている方、そういうような形、いろんな方が自力で避難できないといふことで、一人ひとりに適した個別計画、これが一番大事かと思えます。そしてまたそういう方たちです、その中にはやはり本人と家族、そしてまたその方をどこの避難所に入れるのかというその避難所、これも個別計画の中に入れておかなくては介護する人を普通の市民会館なり集会所に避難さすといふことは到底無理かなと思つていますし、適切な避難ではないと思つております。そういうような形の中のいろんなものを確認して、そしてその一人ひとりの個別計画、これを策定するといふことが一つの大事なことかなと思つております。

そして二つ目には、避難支援者を定めるといふことでございます。避難支援者といふのはその人を避難所に連れて行くための人、これを定めておくといふことが一番大事かと思えます。それには地域にはいろんな民生委員であるとか、そして自治会とか自主防災組織、そういうような方々の協力、これがなければ本当に支援してもらおう人といふのは確保できないかと思つていふので、そういう中において個別計画が必要と思えますけれども、個別計画の進捗状況についてお伺いいたします。

○議長（吉田 正）山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二）六番窪議員の御質問にお答え申し上げます。

個別計画の策定につきましては、避難行動要支援者名簿を活用して災害発生時のもとより、平常時から要支援者に対しまして、「どのような支援が必要なのか」、「どのようなルートで避難場所へ移動させるか」など要支援者一人ひとりに適したものとしなければなりません。

そのため、行政と地域が一体となって支援していくことが必要でありますので、避難支援計画において最も重要な個別計画の策定に向けまして、福祉部局を始め関係機関と協議を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（吉田 正）六番窪 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀）今の話では、総合的にまとめますと、個別計画は進んでおらないと、そして今後個別計画の策定に向けて福祉部局、これを始め関係者と協議を進めていくということでございますけれども、この先ほども言いましたけれども、避難支援計画は平成二十六年にできたわけでございます。そのときからこういうものに取り掛かっていくというのが一番大切なことであつたかと思うのですけれども、その中において個別計画の策定というのはこれには本当に福祉部局、これが一番の情報を持つておるわけでございます。その中において、共に協力をしてそしてこの部分は福祉や、この部分は危機管理課やというそういうような俗に言う垣根を越えた中で作り上げていかなくては、これは到底できないと思います。そしてこれはかなりの浪費とそして時間というのが掛かるわけでございます。やはりこれを仕上げていくんだという熱い気持ちとそして熱意、これがなければ絶対完成はできない、それが今言うておる平成二十六年に出来上がつてもいまだに手付かずの状態であるというのは、やはり気持ちと熱意がなければこれはできません。そういうようなものであります。そういう形の中において、この個別計画の策定も二通りございます。平常時、平常における支援者に対する支援対策というのももちろん必要になってきます。そしてもう一つは今年実際に起こった災害時ですけれども、災害時にはどうしていくのかという二通りのものがあるわけでございますけれども、やはりそういう形の中において、現在支援者名簿の作成も終わつておる、そして支援計画も終わつておる、あと個別計画の策定であるけれども、今後どのように取り組んでいくのか、再度お聞かせ願いたいと思います。

○議長（吉田 正）山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二）六番窪議員の御質問にお答え申し上げます。

先ほども答弁させていただきましたとおりでございます。何とかこのレベルまで来ておりますので、個別計画につきましては関係機関と

協議をしながら、また福祉部局を始めましていろいろな関係機関と協議を進めて、どんどん進めさせていただきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（吉田 正）六番窪 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀）これは五條市だけではなく、他市においてもそういういろいろな形のことをやっておるところがございます。五條市もその計画の中には要支援者、支援する人の登録制度、こういうのが五條市の計画の中にもあるかと思うのですけれども、他市も同じような形の中で登録申請、助けてあげる人を登録しておく、そういう制度を行っているところでもあります。

県内におきましては、宇陀市、ここでは言葉から言いましたら災害時避難行動要支援者登録申請書兼個別計画、そういうようなものを定めてまして、そしてその登録制度を定めて運用しておるといふようなことも聞いておるわけでございます。この当時の作成につきましては、宇陀市の担当課は社会福祉課であったと聞いております。それだけ福祉部局の果たす割合、そして福祉施設の能力、こういうのも大きく関係しているわけでございます。

本市においても、そういうような福祉部局との垣根を越えた中で検討を今後していくのかお答えください。

○議長（吉田 正）山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二）六番窪議員の御質問にお答え申し上げます。

本市におきましては、宇陀市と同様に避難行動要支援者の台帳登録につきまして先ほどの答弁のとおり運用しておりますが、個別計画の策定に向けまして、今後も関係機関と協議を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（吉田 正）六番窪 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀）それぞれ個別計画の策定というのは本当に大変だということは承知しております。しかし高齢社会になっている現在こそ、その対策が重要で、市民に根付かせていく時期だと感じております。事故があつてからでは遅く、そしてこれは避難のことですので、命に直接する問題でもあります。そのためには行政主導が最も大切であり行政の対策が進みましたら自治会、自主防災組織、そして市民に協力してもらわなくてはならないという部分とに分けてまいりまして取組を進めていっていただきたいなと思っております。

災害弱者対策を真剣に考えている地域におきましては、既に自治会で支援者対策を独自で行っているところもあるわけでございます。市役

所を含めた官公庁退職者、そして会社等で防災関係に携わった人たちが中心となって計画を策定し万一に備えているという自治体もあるというところで聞いております。その地域の方々は本当にそういう災害のときの要支援者は、防災だけではなく何が起こっても安心やと、そういうことも話されておりました。

先ほども申し上げましたけれども、避難行動の支援ガイドライン、これによりますと、平常から取り組む事項、そして個人情報に関する事項、その他の対策、そして先ほども申し上げましたけれども災害発生したときの情報伝達、安否確認、そして避難誘導こういうような形の、そしてまた避難所です。そういう形の中の対策等、まだまだ行わなくてはならない対策はたくさんございます。計画だけがあっても、万一のときは役立ちませんので、今後の対策も含めその考えについてお聞かせください。

○議長（吉田 正） 山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二） 六番窪議員の御質問にお答え申し上げます。

本市内の先進的な地区、自治会、自主防災会等が中心となりまして独自に要支援者名簿を作成していただき、地域において共助に取り組んでいただいておりますことは心強く思っております。このような事例をモデルケースといたしまして、本市といたしましては、その各取組ともタイアップをすることともに、支援ガイドライン等を参考に行政としてもアドバイス、指導等の支援をしながら関係機関との協議を積み重ね避難行動要支援者名簿を基にした個別計画を策定し、災害における情報伝達、支援対応、安否確認等を行ってまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（吉田 正） 六番窪 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀） 最後になりますけれども、僕は議員にならせていただいたいてほとんどのときに防災関係の質問を行ってきたわけでございます。その中において、一番気になると言ったらおかしいですけども、一番気になっておるのはこの支援計画でございます。やはりこれは早くやらないと本当に支援する人、歩けない人、どこにも行けない人、そういう人がたくさんおりますので、この支援者対策、これを一歩でも二歩でも早く進めていただく、そしてまた自然災害を含めて、今北朝鮮からの弾道ミサイルの発射による対応等、本当に何が起こるか分からない現在でございます。やはり市民が安心安全で暮らせるまちづくりに前向きに一歩一歩で結構でございます、取り組んでいただき、早く完成出来るようになれば本当に五條市民が喜んでくれるし、安心して高齢者の方々も暮らせると思っておりますので、そういうことに対して取り組んでいただくようお願い申し上げます、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（吉田 正）以上で、六番窪 佳秀議員の質問を終わります。

次に、十番吉田雅範議員の質問を許します。十番吉田雅範議員。

〔十番 吉田雅範質問席へ〕

○十番（吉田雅範）ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、通告のとおり一般質問をさせていただきますので、理事者各位にはよろしくお願い申し上げます。

初めに、大塔町の復旧・復興について、木質チップ生産施設整備事業の今後の取組についてお尋ねしたいと思います。

紀伊半島大水害からの復旧・復興と地域振興を進める上において林業の振興は避けては通れない問題であると考えます。五條市バイオマス構想の一環として、木質チップ生産施設建設事業は必要であると考えております。しかし今年、国からの補助金が不採択となりましたが、今後の木質チップ生産施設整備事業の取組についてお尋ねしたいと思います。

○議長（吉田 正）泉谷大塔支所長。

○大塔支所長（泉谷進治）十番吉田議員の御質問にお答え申し上げます。

（仮称）木質チップ生産施設は、デイサービスセンターおおとうの解体跡地に建設を予定しており、未利用間伐材等を取り入れることにより林業の活性化はもとより災害防除につながることを期待されることから、大塔町の振興には重要な施策と認識しております。

また、本年度予算計上し、国の補助金申請をしておりますが、不採択となりその後、近畿農政局や県への追加要望について交渉が続いているところでございますが、今後も国・県の予算の動向も踏まえ財源の確保に取り組みつつ、本市の林業振興を進めるべく、前向きに事業に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（吉田 正）十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）前向きな事業の取組は大変有り難く思っております。しかし災害に遭ったデイサービスセンターおおとうの跡地にこだわることなく事業の推進をしていただきたいと思います。また、離れた場所にストックヤードの施設を設置するなど、雪などの場合、運び込み

が困難となりますので、その点も考慮して整備場所を選定して進めていただきたいと思います。その点について、もうデイサービスセンターとおおとう跡地のみで事業を進めていくつもりでおられますか。

○議長（吉田 正） 泉谷大塔支所長。

○大塔支所長（泉谷進治） 十番吉田議員の御質問にお答え申し上げます。

現在のところデイサービスセンターとおおとう跡を計画地として捉えております。

議員、お述べのとおりストックヤードにつきまして、いろいろ検討もしておりますので、現在はデイサービスセンターとおおとう跡で計画しております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（吉田 正） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） デイサービスセンターとおおとうの跡地利用というのは大変有り難いわけなんですけれども、余りそこにこだわることのない、同じ場所にストックヤードが持てるような場所も一つの案として検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次にふるさと納税についてお尋ねしたいと思います。

今後の納税者への返礼品について、自治体の重点施策を応援するために住民から希望するふるさと納税の歳入が本市でも急増しているわけですが、過去三年間の納税受入額について、そしてまた品目についてお尋ねしたいと思います。

○議長（吉田 正） 辻田市長公室長。

○市長公室長（辻田祥友） 十番吉田議員の御質問にお答え申し上げます。

返礼品の内容につきましては、柿・桃などの果樹やジビエを始めとしました五條市の特産品二十二品種、七十六品目でございます。

過去三年間の寄付受入件数及び金額につきましては、平成二十六年九件の二十四万円、平成二十七年は二千八百四十二件で三千五十六万七千円、平成二十八年度五千二百件、五千五百五万円となっております。本年度につきましては、八月末現在の集計で二千四百六十八件、二千五百六十七万円となっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（吉田 正） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）平成二十八年度の寄付の受入額に対する経費差引後の手元残額についてお尋ねしたいと思います。

○議長（吉田 正）辻田市長公室長。

○市長公室長（辻田祥友）十番吉田議員の御質問にお答え申し上げます。

平成二十八年度の寄付金受入実績額は、五千五百五万円でございます。このうちふるさと納税事務の一括委託料を含む経費の合計が約八百三十五万六千円でございます。寄付金額からこの経費を差し引きますと、約四千六百六十九万四千円となり、寄付金受入実績額のおよそ八四・八パーセントとなります。

またこのうち、地元特産品などの返礼品の調達に掛かる費用が二千六十万二千円あり、これは市内の事業者に還元され、五條市全体の利益になるものがございますけれども、この調達費を除きますと、手元残額が約二千五十九万二千円となり、寄付金受入額のおよそ三七・四パーセントとなります。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（吉田 正）十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）総務省では返礼品競争の過熱に懸念を示す中、本市は今までのスタンスでいくのか、制度の趣旨を重視していくのか、その対応についてお尋ねしたいと思います。

○議長（吉田 正）辻田市長公室長。

○市長公室長（辻田祥友）十番吉田議員の御質問にお答え申し上げます。

本市につきましては、ふるさと五條市応援寄付金推進事業開始当初から、寄付金額一万円以上に対し送料込五千元、寄付金額三万円以上に對し送料込一万円の地元特産品等を寄付者に贈呈しているところでございます。

送料を差し引いた返礼品本体の調達価格は、おおむね三〇パーセント以内となっておりますが、一部の返礼品で調達価格が三割を超えるものがございます。返礼品の調達割合を三割以内とすること等を示した平成二十九年四月一日付、総務省通達を受けた時点で、平成二十九年において取り扱う返礼品については既に広く周知が図られていたことから、本年度は現行どおりの運用とし、平成三十年四月から全ての返礼品について調達価格三〇パーセント以内に対応する予定としております。

これにより、寄付金額に対する返礼品の価格が従来より抑えられることとなるため、寄付件数及び金額が縮小することが考えられますが、

返礼品の拡充や返礼品の組み合わせを検討するなど、創意工夫を図り、現在の寄付の規模を維持すべく取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（吉田 正） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 寄付を受ける際のふるさと納税の用途、また特性を生かした寄付の使い道を本市としてはアピールしているのか、また寄付金を決まった事業に使用しているのか、充当事業について具体的にお尋ねしたいと思います。

○議長（吉田 正） 辻田市長公室長。

○市長公室長（辻田祥友） 十番吉田議員の御質問にお答え申し上げます。

本市におきましては、充当事業を特定した形での寄付の受付は行っておりませんが、ふるさと納税を行う際、寄付者自らが、「医療・福祉・環境保全に関する事業」「産業の振興に関する事業」「道路建設等生活基盤の整備に関する事業」「消防・防災に関する事業」「教育・文化振興等に関する事業」「市政一般への活用」、以上六つの分野の中から寄付金の使途を指定いただけることとなっております。

寄付金はふるさと五條市応援基金に積み立て、平成二十八年度からその一部を寄付の際に御指定いただいた分野に属する事業に充当しているところでございます。

平成二十八年度における主な充当事業といたしましては、医療・福祉・環境保全に関する事業として「地域包括ケアシステム推進事業」に、産業の振興に関する事業として「柿振興事業」に、生活基盤の整備に関する事業として「防犯灯新設・修繕料補助金」に、消防・防災等に関する事業として「災害対策用備品購入事業」に、教育・文化振興等に関する事業として「読書活動活性化事業」に、市政一般への活用として「吉野川祭り補助金」に充当いたしております。

平成二十九年度におきましても、御指定いただいた分野に属する事業に充当する予定でございます。

なお、寄付金の充当事業につきましては、五條市ホームページに掲載し周知を図っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（吉田 正） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 制度の趣旨から離れないように調整して、納税していただいた方々に五條市の事業内容を分かりやすくすることが大切であ

り、それが納税の増加につながると考えますので、今後ともよろしくお願いいたしました。次の質問にいきます。
三つ目の質問ですけれども、公共交通網の維持について。

国の規制緩和によりタクシーの荷物運送解禁によるデマンドタクシーの今後の取扱いについてお尋ねしたいと思います。

公共交通網の維持が困難となっている中山間地域や過疎地で、タクシーで荷物を運んだり、貨物車に客を乗せたりする貨客混載サービスが九月一日から解禁されましたが、事業者がサービスを提供するには申請が必要で、手続きには一箇月から三箇月程度掛かるとされていますが、五條市は対象地域になるのかならないのかについてお尋ねしたいと思います。

○議長（吉田 正） 辻田市長公室長。

○市長公室長（辻田祥友） 十番吉田雅範議員の御質問にお答え申し上げます。

本制度は人口減少に伴う輸送事業の減少が深刻な課題となっている過疎地域において、人・物の移動に関するサービスの持続可能性を確保することを目的に、先ほど議員がおっしゃられました本年九月一日から国土交通省において規制緩和がなされたところであり、これまで乗り合いバスが行う三五〇キロ未満の荷物の運送に限られていたものが、国の許可を取得すれば乗り合いバスが三五〇キロ以上の荷物を運ぶことやタクシー・貸切バス・トラックで人と荷物を運ぶことが可能となりました。

ただし対象地域は人口三万人未満の過疎地域とされており、本市は対象外となっております。市内の運送業者等において実施の意向がある場合は、市町村合併により広大な面積を有することから、同様の状況にある近隣自治体と協力し、国へ弾力的な運用を要望してまいりたいと考えております。

また乗り合い事業として本市コミュニティバスやデマンドタクシーにおいては、従来から三五〇キロ未満の荷物であれば旅客運送に付随するものとして運送可能となっております。

運行受託事業者が希望される場合は通常の運行に支障のない範囲で、実施形態等協議をしてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（吉田 正） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 実際に国土交通省の方に確認されましたか。

○議長（吉田 正） 辻田市長公室長。

○市長公室長（辻田祥友） 十番吉田雅範議員の御質問にお答えします。

国土交通省の方には確認をいたしました。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（吉田 正） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 再度もう一度確認させていただきまますけれども、今後国土交通省自動車局の方に過疎対象地域の申請、又は要望をしていたけるとのお話でしたけれども、本当にさせていただけるのですね。確認したいと思います。

○議長（吉田 正） 辻田市長公室長。

○市長公室長（辻田祥友） 十番吉田雅範議員の御質問にお答えいたします。

タクシー事業者等からそのような申請が上がってきた場合は、近隣の自治体等とも連携をしながら国土交通省の方には働き掛けをしてまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（吉田 正） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） やはりタクシー業者から申請を上げようと思っても五條市はその地域に現在のところ外れておるので、その点も、卵が先か鶏が先かではありませんけれども、やはり五條市がそれをこの事業に参入できるようにすることによってタクシー業者各社はそれが分かれば申請していただけたらと思いますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

次の四つ目の質問にいききたいと思います。

入札方法について、指名競争入札の在り方と工事に不備が生じたときの措置についてお尋ねしたいと思います。

六月定例会の一般質問でもお尋ねしましたが、再度、指名競争入札を行う場合の指名業者の選定はどのように行っているのか、副市長にお尋ねしたいと思います。

○議長（吉田 正） 榎内副市長。

○副市長（榎内成吉） 十番吉田議員の御質問にお答え申し上げます。

指名競争入札での指名業者の選定は建設工事等請負業者選定審査会要綱の定めによりまして、当該建設工事等に対する技術的な適正及び履

行能力、技術者の状況等を総合的に勘案して指名について行って行っております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（吉田 正） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） その業者に不備が生じたときの措置と対応について、お尋ねしたいと思います。

○議長（吉田 正） 榎内副市長。

○副市長（榎内成吉） 十番吉田議員の御質問にお答えいたします。

工事等の不備が生じた場合につきましては、指名停止措置要綱に基づきまして審査を行うこととなります。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（吉田 正） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 実際に五條市クリーン・オアシスの施工業者等の対応についてお尋ねしたいと思いますが、五條市クリーン・オアシスに関して八月の委員会では、工事の施工に不備があったことが確認されました。

今後、管理業者である株式会社日産技術コンサルタント、w i n g株式会社の下請け業者についてどのような対応を行うのかお尋ねしたいと思っております。

○議長（吉田 正） 榎内副市長。

○副市長（榎内成吉） 十番吉田議員の御質問にお答えいたします。

工事が終わった後の指名停止等の措置におきましても、要綱の中には、まず指名停止する基準として事故等に基づくもの、あるいは不正行為等に基づくもの、暴力団排除に基づくものという三つの大きな基準がございます。今吉田議員のおっしゃるものが、一番最初の事故等に基づく措置基準に該当するのしかないかというようなお話だと思っておりますけれども、基本的には要綱等に基づいて委員会でするわけでございますけれども、今の状態の中では審査の中で、会計検査院の審査も終わっておる中で、そちらの方からの指摘等はないということから現在措置等をするのではないかと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（吉田 正） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）今後の指名競争入札の在り方についてですけれども、平成二十九年四月十二日に指名競争入札で株式会社日産技術コンサルタントがごみ中継施設建設設計業務委託の工事を落札されたわけですが、施工者の不備があった業者、その時点ではまだ以前の私質問させていただいたときには、副市長の答弁では、指名停止のはっきりした事実が確認されなければ停止措置には当たらない、入札の審査会において指名停止という処分がない限り入札から外すことができないというふうに答弁いただいております。今後は、そのときにはそういう状態ではあったと思われまます。しかしその後ですけれども、施工業者等の不備があった業者に対して、今後どのようなペナルティーを与えていくのかお尋ねしたいと思います。

○議長（吉田 正） 榎内副市長。

○副市長（榎内成吉） 十番吉田議員の御質問にお答えいたします。

今不備があった施工業者というお話でございますけれども、先ほど答弁させていただいたように、不備・事故等で粗雑な工事があったと認められる場合は指名停止等の要綱に基づいて措置をさせていただくこととなりますけれども、今時点で会計検査がもう終わった中で、又そのような文書的な中の通知もいただいている中で、不備であるという客観的な事実を証明できるものがない限り指名停止等の措置はないという考え方であると思っております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（吉田 正） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）それは十分理解できるのですけれども。

しかし今五條市クリーン・オアシスにおいてはそれが実際に確認されました。八月、私もクラック会議の方に何回か行かせていただいたのですが、八月で全面的に修理したというふうに聞いております。そのきちつとした報告は厚生建設の付託議案の後で報告を受けることになっておりますが、しかしその時点ではまだ株式会社日産技術コンサルタントが、そういうことは分かっていたと思われ、それで指名競争入札に入れたと、中継所のことですね、それは十分理解できるんですよ。しかしそれに対して今後そういうことがあって、今後、株式会社日産技術コンサルタントをどのような本市としては、ペナルティーになり、対応をしていくのですかということをお尋ねしているのです。

○議長（吉田 正） 榎内副市長。

○副市長（榎内成吉） 十番吉田議員の御質問にお答えいたします。

同じような答弁の繰り返しになるかも分かりませんが、不備という工事が粗雑であったなどの要綱に基づけば、会計検査は終わっております。その中でしっかりとした事実関係が証明されていないということに今の時点でもなっておりますので、客観的な事実がしっかりと出てくるということであれば、そのところから委員会を開いて、指名停止要綱に基づいて何らかの措置があるかも分かりませんが、今の現時点では客観的な事実がない限り指名から外すようなことはないと、よってペナルティーもないという考え方でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（吉田 正） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 今現在、副市長と私のちよつと違うところはね、私は今ごみ中継施設のことをうんぬん言ってるではありませんよ。それはもう入札も終わっているんやさかいにね、四月の十二日に。しかし今現在、五條市の方は株式会社伸構造事務所を入れてきちつと調査したわけですやんか。そこで不備が分かったさかいに全面的に向こうが工事を八月中にやるということで今現在終わっているんですやろ。そのお金は五條市は一銭も出しませんやろ。そういうことは向こうの不備ということと違いますか。それに対して今私は中継施設うんぬんのことで指名停止とかそういう話じゃありません。今後どのような対応をしていくのかと、入札審査会は。それを聞いているのです。

○議長（吉田 正） 檜内副市長。

○副市長（檜内成吉） 十番吉田議員の御質問にお答えいたします。

再度の答弁になって申し訳ございませんけども、要綱に基づいてしっかりと入札審査会の中で今後の対応等になってくると。最終的には、結果的にはそういうようになるわけでございますけれども、今現時点においてはオアシスの方で株式会社伸構造事務所さん、また水ing株式会社さん、株式会社日産技術コンサルタントさん、また市を入れてそれぞれ不備ということを改修いただきましたけれども、それ自身が工事による粗雑であるというところのしっかりと立証をされない限り指名停止等の措置はないと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（吉田 正） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） いやしたら副市長はあそのの、し尿処理場五條市クリーン・オアシスは、かしはなかったという認識ですか。

○議長（吉田 正） 檜内副市長。

○副市長（檜内成吉） 十番吉田議員の御質問にお答えいたします。

我々は要綱に基づいて審査会をさせていただいて、その要綱に基づいて公平公正に審査をさせていただいておる、その要綱等に基づいて言うならば、そこまでのものがない、というのは会計検査院からの指摘文書等がないということでございますので、それをひっくり返して、な
い中に例えば指名停止のような措置をしたならば反対に業者からの訴えがあると私は思っておりますので、今の時点ではしっかりとしたもの、
客観的なものがない限り審査会で最終的な結論になるわけでございますけれども、強制的なものではないであろうと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（吉田 正） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） ああいう現状の中で会計検査院はそれを認めたということの認識でよろしいですか。

○議長（吉田 正） 樫内副市長。

○副市長（樫内成吉） 十番吉田議員の御質問にお答えいたします。

工事に対する粗雑というところの要綱に基づいてやるならば、会計検査院としては、工事は適正にされたと、国の補助金をいただいて、それを施工したことに對するものに対しては合格をいただいたと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（吉田 正） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 議長、これではちよつと議論はかみ合いませんわ。私もうこれで結構です。ありがとうございます。はい、私もう終わります。幾らやっておったかってかみ合っつかへんのやさかいに。またいろいろと後で調べさせていただいて、また決算審査特別委員会総括質問のときに言わせてもらいます。

ありがとうございます。

○議長（吉田 正） 以上で十番吉田雅範議員の質問を終わります。

トイレ休憩のため二時三十五分まで休憩いたします。

午後二時二十分休憩に入る

午後二時三十六分再開

○議長（吉田 正）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

この際、申し上げます。議員各位の質問並びに理事者側の答弁は明瞭、的確に願います。

一般質問を続けます。

次に、十二番大谷龍雄議員の質問を許します。十二番大谷龍雄議員。

〔十二番 大谷龍雄質問席へ〕

○十二番（大谷龍雄）それでは議長の発言許可をいただきましたので、通告順に基づきまして一般質問をさせていただきます。

まず、第一番、河川等での水難防止対策でございます。

御存じのように今年の八月中旬ごろ、阿太地区の吉野川におきまして水難事故が発生いたしました。若い方の尊い命が失われたわけであり、まずけれども、心からお悔やみ申し上げる次第でございます。

やはりこの美しい吉野川を求めて市外から多くの方が来ていただくのは大変うれしいことですけれども、このような水難事故があれば、何とか効果的な対策をしなければならぬという思いを強くしているところでございます。したがって、事故の河川をこの間、二、三箇所調査に行ってみましたけれども、水難事故防止対策の看板は大体どこにでも立てていただいておりますけれども、大きさは大体一メートル四方の大きさですね。ところが「ごみは持って帰ってください」というこの啓発の垂れ幕は、幅大体八〇センチから九〇センチ、長さ八メートルから九メートルの大きな垂れ幕が栄山寺、そして芝崎の奇岩、そのほかもあると思えますけれども、掛けていただいております。やっぱり最低水難防止対策の啓発看板、垂れ幕もごみと同じくらいの高さのものを作っていただいて、過去、水難事故があった河川敷、その他危ないと思われる河川敷に設置していただくというのが当面必要ではないかというふうに思いますけれども、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（吉田 正）山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二）十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

今夏の水難防止対策といたしまして、広報五條による注意喚起、また奈良県広域消防組合五條消防署と危機管理課で連携を図りまして、市内の各河川巡視を行っております。具体的には気象や増水等の情報提供や飲酒での入泳並びに飛び込み行為の自制など、河川にいるグループ

ごとに声掛けを行いました。

本年は予定した当日に山岳救助事案が発生したため中止となりましたが、奈良県防災航空隊による吉野川上空からの防災ヘリによる広報活動も実施しております。

また水難事故発生時への対応といたしまして、奈良県広域消防組合・五條警察署・五條市消防団が連携し水難救助訓練を合同で行いました。議員お述べの今後の水難事故が発生した場所への注意喚起の横断幕のケースについてでございますが、これに関しましては河川管理者と協議してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田 正） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） はい、ひとつ頑張っていたきたいと思います。

次に移ります。

二番、精神障害者の交通運賃割引実現を目指した政府公共交通機関への要請についてでございます。

御存じの方もおられると思いますが、国の障害者支援施策は、身体障害者・知的障害者及び精神障害者の三障害一元化が基本方針となっております。しかし現実にはJRや大手民営鉄道、航空機等の公共交通機関における全国統一の運賃割引制度については身体障害者と知的障害者の皆さん方は適用になっておりますけれども、精神障害者の皆さん方は除外されているというのが現状であるらしいですね。

したがって、今回、全国の精神障害者団体の皆さん方が全国的な陳情要望活動を展開されているわけでありませうけれども、今精神障害者の収入所得状況はどうかということとを全国の皆さん方にアンケートをされた結果がありますけれども、それを明らかにしますと、一箇月の平均収入は六万二千八十七円、無年金者はそのうち一九・七パーセント、本人の平均年齢は四五・七歳、家族と同居している方は七二・九パーセントですけれども、一般企業への就業はわずか五・七パーセントということで、なかなかやはり一般的な仕事に就きにくいという状況の中で、家に閉じこもるといったことになって、そのことでまた病気が悪化するという悪循環になりますので、やはりもつともつと家から外に出て関係者と一緒に活動できるようにすることが今全国の精神障害者の皆さん方の切実な声になっております。

したがって、五條市としましても、まず政府には法的にやはり認めるように要望されることとそして奈良県内のJR、近鉄等々の公共交通機関には運賃割引を実施されるように要求していただくということが大変重要ではないかと思っておりますけれども、答弁をお願いしたいと思います。

います。

○議長（吉田 正）稲次あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（稲次裕美）十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

精神障害者のJR等公共交通機関利用の際の運賃割引につきましては、今後機会を捉えて政府等に要望してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田 正）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）奈良県の地方自治体がまとまって、団結して頑張っていたということが非常に重要だと思っておりますので、奈良県下の中では五條市がリーダー役を果たして取り組んでいただきたいということをお願いしておきたいと思っております。

次にいきます。

大きな三、児童・生徒のいじめ・不登校等を解決する学校教育と取組についてでございます。

もう皆さん方も御存じのように、九月二日から三日のテレビ報道で一人の児童が自殺しております。理由は、夏休みの宿題ができなかったことを苦に自殺したというふうに報道されております。

またこの間、部活動で大変な厳しい中、耐えられずに自殺したという方もたくさんおられます。

また奈良県では、平成二十七年の十二月に奈良県下の高校で男子生徒当時十六歳が自殺しておりますけれども、その要因を調査する調査委員会が設けられまして、その自殺の要因に特別指導があったとする調査結果を報告しております。特別指導といいますのは、問題行動を起こした生徒に対して説諭や学校内謹慎・自宅謹慎などで反省を促すものと、法的な対応よりも幾分か柔らかい対応だということでございますけれども、しかしこの対応でもこれを苦にして平成二十七年十二月に自殺をされて、調査委員会としては特別指導であつてももうなくすべきだということを発表しているところでございます。

また最近、京都で教育講演会が開かれております。この講演会は退職教員有志の会「青空」による主催なんですけれども、この中で講演を行った広島都市学園大学準教授の佐伯さんが講演をしておりますけれども、佐伯さんはこの中で、広島県府中町の中学三年生が一年生のときに非行歴があったという誤った情報によって高校の専願受験が担任に認められなかったことなどを悲観して自殺したわけでありまして。これは平成二十七年十二月ですけれどもね、この中で佐伯さんは国内でこの四十年間の間に十八歳以下の自殺者が一万八千人と報告されております。

これは年間に直したら大変な人数ですね。

したがって、やはり学校教育が原因で自殺をするというようなことは絶対あってはならない、即改善対策を取らなければならないことだというふうに思います。

御存じのように、この間、日本の文部科学省は国語においても英語においてもだんだんだん年間国語では覚えなければならぬ漢字を増やし、そして英語においてはこの間明らかにしましたように、今まで五・六年生が学習のみの勉強でしたけれども、今度は五・六年生は教科化とされて、英語の評価をされる、通信簿を付けるということになっていきます。そのかわり小学校三・四年生は評価はありませんけれども一応英語の勉強をしなければならないというふうに、だんだんだん頭に入らなければならない勉強のその量と水準がだんだん激しくなってきたというのがこの間の日本の文部科学省の学習指導要領の中身ですね。

これに対して、国連の子供権利条約がありますけれども、国連の子供権利条約はどのようになっているかといいますと、第十九条ではお父さん、お母さんだつて子供を殴れないと、殴つたらあきませんとなつていているわけです。まして、学校の教師・先生が体罰という名目で子供を殴りつけることは絶対許してはいけなないと、国連の子供権利条約はこういうようになっていきますから、これを根拠にこの十数年間国連の方から日本の政府・文部科学省に何回も注意を受けています。しかしそれでもなかなかね、日本の文部科学省は子供たちの学習のスピードを上げ、内容も難しいことをたくさん教えようとするという、こういうやり方に来ていますから、私はやっぱりこのやり方を改めなければならぬのではないかなというふうに考えます。

したがって、五條の実情はこの間の質問に対して不登校もいじめも幾らかはあるという答弁をされておりますので、今日はもう質問はしませんけれども、やはり本当に子供の不登校・いじめ・自殺等をなくしていくためには政府・文部科学省の学習指導要領の中にも大きな原因があるということを国連の指摘と同じように私もそのように考えております。ひとつ五條市の教育委員会としてどのように考えておられるのか答弁していただきたいと思ひます。

○議長（吉田 正） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

いじめの防止等は全ての学校、教職員が重要な問題として受け止め、徹底して取り組むべき課題です。

いじめをなくすため、まずは日ごろから個に応じた分かりやすい授業を行うとともに、深い児童・生徒理解に立ち、生徒指導の充実を図り

児童・生徒が楽しく学びつつ生き生きとした学校生活を送れるようにしていくことが重要です。

また時代の変化は著しく、これからの未踏の時代を、たくましく生き抜いていくためには主体的に物事を解決していかうとする力を培っていくことも必要です。そのためには、まずは基礎となる学力・体力を土台としてしっかりと身に付けるとともに、これからの時代に求められる資質・能力である、主体的に課題を発見し、解決に向かう力や創造性、チャレンジ精神、感性等を育成することが重要となります。

本市においても、学校教育の大きな目的として、子供たちに「確かな学力」を身に付けることが重要であると考えます。そのため、学校教育の義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、児童・生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育指導の充実や学習状況の改善に役立てることを目的に学力学習状況調査を実施しています。

各校ではこの調査結果も含め、あらゆる角度から、各児童・生徒の全般的な学習状況の改善等に努め、意欲を喚起するような授業づくり、主体的対話的で深い学びの視点からの授業改善等を行っています。

また中学校の部活動については、生徒が様々な困難を自ら意欲的に乗り越えていくことができる力を身に付けるとともに、社会性を築く大切な活動と捉えています。しかし、過度な活動により、生徒への負担を余儀なくさせることは生徒の健全な育成にはつながりません。こうした点から本市では週二回の部活動の休業日の設定を徹底しているところです。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田 正）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）今答弁の中で積極的でない答弁をされておりますので、それを実行されることが大事ではないかと思えますけれども、しかし現場はやはり先ほど申し上げたように、学習指導要領によって保育所や幼稚園に君が代を教える、小学校三・四年生から英語を教える。五・六年生は英語の評価がされて通信簿を付けられるというようなこういう次から次へと難しい学習内容を進めていかなければならないという中で、生徒・児童の中ではついていけない児童は不登校・いじめ、最悪の場合は自殺の状況になっておりますけれども、教える学校の先生も今もう精神的な病気で学校を休んでいる先生が過去最高になっているんです。生徒も先生も大変なんです。その原因は先ほどから指摘したように、政府・文部科学省の学習指導要領の中にあるのと違いますか。だからやっぱり地方の教育委員会としても、この学習指導要領の内容は五條には適さないという判断した場合は学習指導要領は国会で決まった法律とは違いますからね、法的拘束力はないわけですからね、もつと県教育委員会、文部科学省にも意見を上げて、子供のために頑張っていたかどうかということを強く求めて、次の質問に移りたいと思います。

次は五條市クリーン・オアシスのひび割れ問題の徹底した原因究明と経過観察と、かし担保期間の延長についてでございます。

先ほどから厚生建設常任委員長の質問にもありましたように、古いし尿処理場はもう古くてこれ以上使ったら危険やという寿命が近づいておりましたので、周辺の皆さん方の御理解と御協力でやっと建替えができたわけです。建設工事における請負業者は先ほど明らかにされましたけれども、設計・施工は水ing株式会社と十四億二千八百三十八万円で受けております。この施工が設計どおり正しくやられているかどうかの監督責任としていわゆる株式会社日産技術コンサルタントが二千六百十一万円で受けているわけですね。水ing株式会社は五條市内の業者を下請けとして契約したということですが、五條市が直接五條市内のその業者と契約しておりませんので、この本会議場では私は名前は伏せておきたいと思いますが、こういう請負業者が平成二十五年三月工事を開始しまして平成二十七年一月に完了して、一月から試運転を始めているわけですね。そして三月にしゅん工式がありました。そしてそのあと平成二十七年四月一日から正式な処理の開始をしました。そしてその約一年後の平成二十八年四月二十日ごろにいわゆるひび割れが職員によって発見されているわけですね。ここが重要な点だと思っております。完成してそして機械を回して一年以上回して処理をした後でひび割れが入っているということなんです。こんな生コンの乾燥の仕方が問題では、一年後にはひび割れは入りません。私も小学校からセメントと砂と砂利を練って土木工事は数えきれないほどやってきましたけれども、乾燥の仕方が悪かったらその日か明るる日、最低三日後にひびが入ります。だからこんな一年後にひびが入るのは、私は乾燥の問題ではなかったというふうに、私自身は推測しております。そういう中で、ひび割れが発生して、その数が大体二百に及ぶひび割れがあつた五條市クリーン・オアシスに入っているわけです。ただ壁だけではないんです。水と尿をためている水槽の壁もひび割れて水が中から外に吹き出してきたりもあつたわけです。そして床と上のはり、これもひび割れているのですよ。こういう大変な五條市の過去の公共施設の建設においてもこんなひび割れは私は記憶にありませんわ。

この五條市クリーン・オアシスの基礎工事はどういう方法でやられたのかということをおのつかんでいう範囲内ですと、ボーリングの深さは大体一九メートルですね。一六メートルから一七メートルボーリングをしていますね。しかしこの深さでは岩盤まで届いていないのです。岩盤までは。あの位置でしたら横に吉野川が流れていて、吉野川には沢山の岩が見えていますからもう少し掘れば私は岩盤が出てきたと思うのですが、岩盤まではボーリングしていません。上から行きますと、五條市が盛り土したところがありまして、その下に沖積砂質土層というのがありまして、その下に段丘礫層というのがありまして、一番一六メートル位の下には菖蒲谷層というのがあるのです。こういうことですが、やっぱり地層の性質は粘土層と玉石と砂利質がほとんどですね、岩はありません。こういう地盤に、そしたら基礎工

事はどういう工事を行ったかと言いますと、エポコラム工法というのがありまして、この工法はあの五條市クリーン・オアシスの敷地をスクリーンのついた大きな重機で掘っていくのですね。このスクリーンの直径は確か二メートルくらいあったん違いますかね、掘っていくときにセメントと薬品を同時に注入して混ぜていくわけです。こういう工法をやっているわけです。だから鉄筋を入れた生コンのそんな鉄の杭は打っていないわけですね。こういう工法を敷地内全部に、大体九十箇所行っておりまして、しかし先ほど明らかにしました水とかし尿とか入れるその水槽タンクの下には、この不十分と違うかなと思われるエコプラム工法は一箇所もないのです。便槽タンクの下にはね、こういう基礎工事の上に鉄筋コンクリートの建物が建てられているわけでありまして。その中で一年後に二百近いひび割れが入ったということで、この間ひび割れのところはそれぞれのひび割れに応じた補修工事を大体八月の末に終わらせてくれています。これからは経過観察、ゲージを付けてひび割れが一層ひどくなったりしなかりしなかりという経過観察が大体始まるわけです。しかしこれからの経過観察は非常に重要ですから、できるだけ長い期間しなければならぬというふうに思いますけれども、ところが皆さん方が締結しようとしている覚書案、協定書案を見ても経過観察は覚書案の中でも検査完了後から一年経過するまで、協定書の中でも経過観察は検査完了後から一年と、こうなっているわけですね。ところがこのまだ結んでいない協定書、覚書案とは別に契約書を結んでいるということですね。契約書の写しをもらいましたけれども、契約書第四十四条を読みますと、発注者五條市は工事目的物にかしがあるときは受注者に対して相当の期間を定めて、そのかしの補修を請求し、または補修に変えて、もしくは補修とともに損害の賠償を請求することができる。但し、かしが重要でなくかつその補修に過分の費用を要するときは発注者は補修を請求することができない。四十四条の二項には、前項の規定によるかしの補修、または損害賠償の請求は第三十一条第四項、又は第五項の規定による引き渡しを受けた日から二年以内に行わなければならない。ただしこのかしが受注者の故意又は重大な過失により生じた場合は請求を行うことのできる期間は十年とあるのです、十年。だからもう既に結んでいる契約書には受注した業者の故意、又は重大な過失という表現ですからね、この場合は十年請求できるわけですからね、これに基づいて言えば、やっぱりこれから結ぼうとしているこの協定書と覚書は、中のいわゆる経過観察は十年と、契約書と同じように十年にしないことには全く効果がないのではないかなと思いますね。そして経過観察とともにかし担保期間も覚書、協定書を見ますと、どちらもクラック補修工事の検査完了後から一年、これも一年ですね、かし担保期間も、これでは先ほど明らかにした契約書の重大な過失による場合は十年ということがあるわけですから、かし担保期間も十年に合わすべきだというふうに思いますね。

私が言っている根拠のもう一つを明らかにしておきますと、五條市が契約した株式会社伸構造事務所の調査結果を見ますと、いろいろあり

ますけれども、最終的なことだけを明らかにしますけれども、対応方法というのはひび割れは補修したけれどもこれがどんな原因によってうなったのか、まだその原因は分からないということに対する対応方法です。株式会社伸構造事務所はこう言っているわけです。ひび割れの再発状況により異なるが、乾燥収縮が既に進行することは考えにくい、それはもう一年以上経っているんやからね。私、先ほど指摘したとおりですわ。建物の不同沈下量の追跡調査や支持地盤の追加調査等を実施し、ひび割れの原因をさらに検証することが考えられる。五條市が雇った株式会社伸構造事務所もこういうふう到最后の、これからの原因を追求する案としてはこの案をちゃんとまとめているわけですからね、だからもう先ほどから私が申し上げたかし担保とそして経過観察を契約書どおり十年にすること、引き続きやっぱりこの今回の基礎工事、その上に建てられた構造の設計上に問題がなかったか、引き続き調査を進めるということが五條市の姿勢として大事ではないかと思えますけれども、いかがですか。

○議長（吉田 正）井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭）十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

これまで、十五回会議を行い、設計・施工業者である水 i n g 株式会社及び管理業務委託業者である株式会社日産技術コンサルタントに資料提供をさせました。

第三者機関である株式会社伸構造事務所により地盤改良体、コンクリート、構造躯体の施工における工期、設備機器の配置時期、構造計算の内容、構造計算上の建物の即時沈下量の算出、レベル測定による不同沈下量調査、ひび割れ発生状況の調査を行うとともに、構造計算、構造図面、施工内容の整合についても確認し原因究明を行ってまいりました。

その結果報告で、ひび割れの約八〇パーセントである垂直に発生しているひび割れは、乾燥収縮によるものです。

その他約一〇パーセントが、窓、出入口に発生している建具を構造躯体に取り付けるために充填されたモルタルの部分によるひび割れでございます。残りの約一〇パーセントは斜めひび割れで、施工後三年程度経過していることから、ほぼ終息している状態と考えられるが、複合的な要因が考えられるため、ひび割れの変化の有無、漏水の有無等を経過観察することになりました。

経過観察でございますが、複合的な要因が考えられる斜めひび割れ十七箇所にひび割れゲージを設置し、今後一年間ひび割れの変化の有無、漏水の有無等を観測してまいります。一年後、五條市、設計施工業者、管理業務委託業者、第三者機関の四者でひび割れの原因をさらに検証してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田 正） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） 今の答弁の中では、かし担保期間も経過観察も十年にするという答弁はなかったわけですね。しかしこれがなぜ必要かということはもう私が明らかにしたとおりです。株式会社伸設計事務所もその後とこれからの原因をつかもうと思えば、これからまだ原因を調査しなければならぬとこう言っているわけですからね。だから契約書どおりの十年に、かし担保も経過観察も十年間を定めておかないと、こんな複雑な原因は分からんわけですから、先ほど副市長の答弁を聞いておいたら、根拠となるはつきりしたことが分からん以上、指名業者の停止とか何とかは難しいと言われましたけれども、今の協定書案、覚書案の一年ではこの原因はつかめないかもしれませんよ。しかしこれだけの問題が起こっているのに原因がないはずはないのです。まだこの間原因をようつかめていないだけなんです。あるのは間違いないのです。だから期間を伸ばさなければつかめませんよ。だから私は強く、今の部長の答弁ではこれは不十分です。かし担保、経過観察を皆さんと業者との間に結んでいる契約書どおり十年にするよう強く強調しておきたいと思えます。

それでね、あの五條市クリーン・オアシスの中に設置されている機械類ありますやろ、あの機械類の総合計の重さ、これを聞きましたら二六五・九トンあるんですよ。二六五・九トン。あの建物の重さ別ですよ。機械だけでこれだけの重さがあるんですよ。これ一〇トンダンブ何台分ですかこれ。ダンブの自重が大体一〇トンとして荷物が一〇トンとしたら二〇トンですわ、二〇トンドンブ十六台ですか、…十六台分。そして、ただ二六五トンだけが静かに乗っているのではないのです。し尿処理をしようと全てのモーターを回したら大変な振動になるのです。だからまだまだこれから長期間で見ないことには分かりませんよ。

この設計で不審に思ったのは、建築基準法が平成十七年に改正されていますから、耐震基準は厳しくなっていると思うのです。この耐震基準をクリアしているのかどうか。答弁できたらしてくれたいですね。これも大きな疑問に思いますね。だから再度強調しておきますけれども、こういう原因の分からない状況が続いているわけですから、最低経過観察期間は十年、かし担保は十年という覚書、協定書に練り入れてそれを締結するように強く強調しておきたいというふうに思います。

次いきます。

五條市新庁舎の耐震・利便・節約等を目指した建設について、（二）効果的な免震（案）設計及び施工についてということでございますけれども、八月二十一日、新庁舎建設特別委員会が紀の川市へ研修に行かせていただきました。そのあと五條高校の跡地をこれも現場調査をさ

せていただいて、そのあと新庁舎建設特別委員会が開催されまして、議論の末、最後委員長の方から委員の総意としてやはり建設費は当初どおりの四十六億九千万円で建設できるようにすることと、そしてその上で免震工事、そして整形型に各委員の相違で賛成させてもらいますという委員長の最後の報告があったと思いますけれども、私はこの委員長の報告に賛成していますからね、だからこれからの質問はこの委員長報告の範囲内での質問になります。これを前もって言っておきます。

まず免震工事ですけれども、免震と言いますが、やり方にはいろいろあるわけです。過去の大きな失敗はマンション偽装問題で基礎工事に杭打ちをしていなかったからあの大きなマンションが傾いた事故ありましたよね。だから何ぼ免震でも地盤の軟弱なところに造ったのではああいうふうになるわけです。だから免震工事は本当に地盤に応じた正確な設計でやらないことにはいい面ばかりではないわけです。その点はやはり頭に置いておかなければならないと思います。

したがって、五條市の場合は元五條高校跡地のボーリング調査はもうしていただきました。二三メートル位掘ったら頑丈な岩盤が出たという調査結果をいただいているわけですけれども、岩盤までのその地層はどんな程度なのか、これは聞いただけでは分かりません。だからその辺をよくもう一度調査検討すべきだと思いますけれども、もし軟弱な地層で、下の強固な岩盤までに鉄筋クリートの杭打ちもせず免震工事をやった場合は地震で揺れていないのに地盤が軟弱やから庁舎の重さで沈んだり、傾いたりするということが、これが起こり得るといことをですね、これらは一〇〇パーセント下げられないかんわけです。だからその辺を失敗のないように免震には賛成させてもらいましたけれども、失敗のないように。私はやっぱり個人的な意見で申し上げますと、二三メートルを掘ったら強固な岩盤があるというのは分かっているわけですからね、やはり必要最小限の鉄筋コンクリートの杭を打っておいた方がいいのではないかと、その上に免震施工をするという、そのことが大事ではないかなということを一応申し上げておきたいというふうに思います。

次、(二)の整形(案)に関する市庁舎と県庁舎の配置についてですけれども、整形(案)に賛成させていただきましたけれども、皆さん方の整形(案)の内容は、北に県庁舎、南に市の庁舎という配置になっていますね。だから整形(案)でもこれが本当に北に県庁舎、南に市庁舎でいいかどうかという最後の検討が要るのではないかなと思いますね。やっぱり市庁舎が中心ですからね、市役所へ来られる人数も県庁舎の人数よりもやはり市庁舎に来られる人数の方が年間を通じて全体としては多いはず。だから市庁舎が中心ですからね、市庁舎を南でいいのか、北に持って行った方がいいのか、この辺は市民の立場で、また何十年と庁舎で働かなければいかん職員の皆さん方の意見も聞いてもらって慎重に結論を出さないかんのではないかなと思いますね。

御存じのように現在の計画でいきますと、駐車場は北にもでき南にもできる、両方できますからね、だから市庁舎が北に持って行っても市民の皆さん方は何ら不便ではないというふうに思いますね。そういう私の感想も重要なことですから申し上げておきますけれども、その辺やっぱり関係者の意見も聞いて検討されるべきだということを申し上げてちよつと答弁を求めます。

○議長（吉田 正）平田都市整備部長。

○都市整備部長（平田耕一）十二番大谷議員の御質問にお答えします。

建設地においてボーリング調査を実施いたしました。地層の傾きや地質について調査した結果、いわゆる建物を建設するに当たっては問題のない普通の地層であり、軟弱な地盤ではないとの結果が出ております。また一般的に建物の支持地盤となる洪積層については、地表面から約二〇メートルのところにあることが確認できました。

基礎形状につきましては、杭が必要かどうかについても現在、構造設計により検討中であります。

以上、答弁とさせていただきます。

続きまして、新庁舎の整形（案）についてでございますが、庁舎の整形（案）につきましては、現在市庁舎については南側、県庁舎については北側と想定しているところであります。市庁舎を南側とした大きな理由としましては、南側の賑わい広場と市の建物との一体利用及び新庁舎建設特別委員会にて御意見をいただいた駐車場からのアプローチについて市民の利便性を第一に考えているところです。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田 正）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）免震（案）の件につきましては、二三メートル下の岩盤との間の地層は建物を建設する上においては問題のない地層だという答弁でしたけれども、いわゆる建物の大きさも重さもいろいろありますから、だから実際三階の市庁舎と三階の県庁舎を建てるということになるわけですから、それでどうかという検討をしなければいかんと思うんですね、だから答弁にもありましたように、二三メートル掘ったら強固な岩盤があるということは分かっているわけですから、先ほども申し上げましたように、一番悔いのないやり方は、まず最小限の鉄筋コンクリートの杭を重要なところに打って、その上に免震施工をするというのが一番心配ないのではないかなというふうに思います。

整形（案）については、大事なことは市民の立場で考えることはそうですけれども、できてしまってから市民の皆さん方から苦情があってもやり直しはできませんから、先ほど申し上げました観点からよく検討されるように強調しておきたいと思えます。

それでは次にいきます。災害被害防止対策についてでございます。

(一) 豪雨・強風・熱波等の原因になっている地球温暖化防止とそれに関する安倍政権への要請についてでございます。

もう皆さん方も今年の夏は感じられておりますけれども、暑い夏がこの何年か続いていきますけれども、その過去の夏よりもまだやっぱり暑い夏と違ったかなという感じを私はしておりますところでございます。世界のこういう気象を観測する機関としてアメリカに海洋大気局というのがありますね。そのアメリカの海洋大気局が発表したのには、いわゆる去年の地球温暖化の原因である温室効果ガスは統計を取り始めて以来の最高を更新したというふうに発表しているわけです。だから去年が地球温暖化の原因である温室効果ガスが最高だということは地球温暖化が一番高かったということになるわけですけれども、それから考えたら、今年の日本、世界的な地球温暖化、その下で起こった災害はやっぱり因果関係として証明しているのではないかなというふうに思います。

そして今年の夏の被害は御存じだと思いますけれども、もう一度明らかにしておきますと、日本では大変な九州被害がありましたし、東北等々でも大きな被害がありました。世界的に言いますと、インドとインド周辺の地域でも大雨による洪水が発生しまして一千人以上が亡くなっています。一千人以上。アメリカは台風の別名ハリケーンでもう御存じのとおりです。死者も出ましたし、まだ家に帰れない人が今現時点でもおるん違いますか。もう一つ大きなのは皆さん、スイスの南東部のグラウビュンデン州の山で八月の二十三日に大規模な地滑りが発生したらしいです。このスイスの山は、いわゆる永久凍土が山をこしらえておったということですね。だから長年こんな永久凍土の山が崩れなかったのに、今年これが崩れてスイスの皆さん方は大きな被害を受けているわけです。南極の氷が溶けていくというのはこの間報道でありましたけれども、永久凍土で構築されている山が崩れて被害があったというのは過去には記憶にはないのですけれども、今地球温暖化というのはこういうところまで進んでいるというところですね。

したがって、一昨年ですがフランスのパリで開かれたいわゆるパリ協定は今世紀末に温室効果ガスをゼロにして、気温を一・五ないし二度下げるという目標で皆さんスタートしているわけでございますけれども、当初は大変喜んでおったわけでありまして、調べてみますと、我が日本の安倍政権はこの温室効果ガスの排出量は世界で五番目ですね、一番が中国の九五億トン、二番がアメリカの五九億トン、インドが一九億トン、ロシアが一七億トン、その次五番日本が一四億トンですからね、排出量が五番なのに地球温暖化ガスをなくす目標はそれにはなっていないわけですね。いわゆる安倍政権が国連に提出した削減目標は二〇三〇年に二〇一三年比で二五パーセントを削減、しかしこれは京都で行われた京都議定書の一九九〇年に比べたら一八パーセントの削減にしかならないと、欧州連合は京都の一九九〇年比で四〇パー

セント削減ですわ。そのほかでも大変な削減目標を掲げているわけですが、世界で五番目の日本はこういう不十分な削減だということですので、これは一昨日我が党の国会議員に確認してもらったら、この数字は安倍政権はまだ変えていませんね。その上に温室効果ガス、つまり二酸化炭素を大量に発生する石炭を燃料とした火力発電所をまだ増やしていることですからね、これはやっぱり国民と全国の地方自治体の声で世界の流れに合わせてやはり地球温暖化をなくすためにもっと貢献せなあかんという声を挙げていくべきだというふうに思いますけれども、紀伊半島大水害の大きな被害を受けたこの五條こそ、この日本の中で、自治体の中でも先頭に立って地球温暖化をなくすための活動を粘り強く続けるべきだと、そのためにも安倍政権に温室効果ガスの削減をもっと高めよという要請を政府に挙げていくことが大事だと思えますけれども、答弁をお願いします。

○議長（吉田 正） 山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二） 十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

二〇二〇年以降の地球温暖化対策の新しい国際ルールといたしまして、昨年十一月にパリ協定が発効いたしました。

本市といたしましては、豪雨・強風・熱波等の原因になっておる地球温暖化防止に対する政府への要請につきましては、奈良県市長会や近畿市長会等を通じて従来から実施しているところであります。

今後地球温暖化をなくす取組を引き続き要請してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田 正） 大谷議員、あと三十分でございます。十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） 今までも頑張ってくれていますけれども、紀伊半島大水害を経験した五條市としてさらに日本の自治体のリーダー役として頑張ってください。

大きな二番、五條市上流等のダム緊急放流防止対策とダムの耐震照査について、この間質問していますから、今までで終わっていないところは今どういう状況で進められているのか、その辺をちょっと答弁してくださいませるか。

○議長（吉田 正） 山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二） 十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

ダムの照査についての御質問でございますが、五條市上流等のダムのうち、国土交通省所管の大滝ダムにつきましては、既にレベル二地震

動に対するダム耐震照査が実施され、耐震性能上問題はない状況であると関係機関から報告を受けております。

また農林水産省所管の大迫ダムにつきましては、平成二十七年年度から着手して、平成三十年度の完了を目指しているところでございます。さらに津風呂ダムにつきましては、平成二十九年度から着手して、同じく三十年度の完了を目指していると確認しております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田 正）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）答弁にありましたように、まだ完了していないところは必ず完了して、下流の自治体に報告するように求めていただくとともに、緊急放流防止対策、ちよつと不明確な津風呂ダム等々については、再度求めていただくと大事ではないかなということを強く申し上げておきたいと思えます。

最後七番、核兵器禁止条約採択への参加と北朝鮮問題に対する対話姿勢に関する安倍政権への要請についてということでございます。

御存じのように、現在世界の中で核兵器を保有されているという国は大体北朝鮮を始め九箇国ありますね。核爆弾を投下されて大きな被害を受けた日本に原爆被害者の皆さん方が終戦直後、核兵器禁止・核戦争阻止を目指して頑張ってこられました。そしてやつと今年の七月、アメリカのニューヨークの国連本部で核兵器禁止の会議が開かれまして、国連加盟現在百九十三箇国ですけれどもね、その大半が参加しまして、そして核兵器禁止条約を百二十二箇国の賛成で採択されました。しかしですね、安倍政権の国連大使は国連には行っておったと思えますけれども、この国連の会議には参加せずに、核兵器禁止条約採択された後は、日本としては当面署名することはないということを発表しまして、世界で一番大きな核兵器の被害を受けた日本の政府の国連大使が協力しないということで大変な世界の失望、批判を受けたわけではあります。しかしですね、同時に安倍首相も現時点では歩兵器禁止条約に参加しないということを言明しております。これでは本当の核兵器をなくし各戦争なくすということにつながらないのではないかなと考えます。

したがって、五條市としても安倍政権に対しまして国連で採択された核兵器禁止条約に署名し参加するように意見を挙げていくことが大変重要ではないかと思えますけれども、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（吉田 正）山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二）十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

我が国の隣国では国連決議を無視し核兵器開発にまい進している国がございます。

外交や防衛に関する事項は政府の所管事項でありますので、本市といたしましては核兵器禁止条約への参加や北朝鮮問題への対話に関しましては、政府への要望、要請は考えておりません。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田 正） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） 大変政府に意見を言うには、挙げにくいかもしれませんが、今戦争問題、重要な問題については相手が安倍政権であっても政府であっても、地方の自治体から意見を挙げると、これが日本と世界の平和を守る上において大変重要ですから、今後意見を挙げるといふ方向で検討していただきたいというふうに強調しておきます。

次に、北朝鮮問題に対する対話姿勢に関する安倍政権への要請についてでございます。

御存じのように、今年一年間だけでも北朝鮮は十三回の弾道ミサイル発射実験を行いまして、この間は核実験を行ったということでございます。この北朝鮮の行為は、国連安全保障理事会の決議にも違反しますし、六箇国協議の共同声明にも違反し、日朝平壤宣言にも違反する大変な暴挙であるというふうに思います。これに対しまして、今世界では北朝鮮に対する批判の広がりはあると同時に、しかし解決については国連安全保障理事会が言っているように、外交での対応と経済制裁これで行っていくべきだと軍事で対応するのは良くないという声も世界的に広がっているところでございます。

そういう中で世界の国々の動きを見ますと、いわゆる北朝鮮と接触している韓国また中国に至っては、国連安全保障理事会の決議と同じように経済制裁等々を強めるべきだと、しかし軍事的な対応はそれは良くないということが初めから今日まではつきりしているわけでありま。そんな中で、今世界的な動きのもう一つとして、この間九月四日にこの北朝鮮危機の解決を支援するために仲介役として活動する用意があるということスイスのロイトハルト大統領が発表していますね、仲介役をね。そういう中で、それぞれ北朝鮮に対する対応を協議しているわけですが、あのトランプ大統領でもこの間経済制裁はもちろんのこと軍事的な対応もあり得ると言うてきましたけれども、しかし話し合いの対応も捨てていないということをトランプさんは必ず最後は付けてきていますね。そしてこれは六日ですからね、一昨日ですか、トランプ大統領は北朝鮮のあの行為について中国の国家主席との電話会談の中で、いわゆる中国に対する批判は強めておりますけれども、最後一言、軍事行動第一ではないということトランプ大統領でも最後はこれを付け加えているわけです。話し合いで解決する用意もあるということ付け加えているわけですね。

しかしこの間、安倍首相はどうかと言いますと、話し合いのための話し合いではもう意味がないということをおちこちで発表しているわけでありませけれども、同時に安倍首相はこの間トランプ大統領との電話会談とか、韓国の大統領との電話会談で北朝鮮で対話の用意がないことは明らかですということをおちこち強調しています。しかしトランプさんも韓国の大統領もそれでも軍事行動をやるとういうことでは一致していません。必ず最後は外交と経済制裁で解決するということをあのトランプ大統領でも韓国の大統領でもこれは話していません。しかし残念ながら日本の安倍首相は、北朝鮮は対話の用意がないことは明らかだということをおちこち強調しつつ、いわゆるそしたらあと残されたのはもう経済制裁と軍事力の行使だけです。話し合いで解決しようということはこの間安倍首相は公の場所ではまだ公言していません。これが現状だと思うのです。だから今このような無謀な北朝鮮とアメリカの軍事的な対決が、いわゆる両方が望んでいないのに勃発する場合もありますから、だから今世界の多くの国民はやっぱり経済制裁とともに外交、話し合いでその道をさぐるべきだということが今世界の圧倒的多数の声やし、国連の安全保障理事会でもその方針を貫いているわけですから、だからこの安倍首相に対しては、五條市民の安全を守らなければならぬ責任のあるこの五條市の行政として、やっぱり経済対策、圧力は当然ですけれども、軍事的な対応はもうだめだよと、外交、話し合いで解決するように、その姿勢で頑張れと、トランプ大統領でもその姿勢を崩していませんよということ、私は意見を挙げるべきだということに思うのですけれども、その辺答弁してください。

○議長（吉田 正） 山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二） 十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

先ほども答弁させていただきましたが、外交や防衛に関する事項は政府の所管事項でありますので、本市といたしましては北朝鮮問題への対話につきましては、政府への要請は考えておりません。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田 正） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） 政府の所管事項であるということとは間違いないです。しかし意見は挙げますよ、意見は。憲法で認められていますからね。政府に代わって執行はできませんけれども、政府に意見はどんどん挙げられますから、日本国憲法に基づいて政府に挙げるべき意見はあげてもらおうように強調して、私の一般質問を終わります。

御苦労さんでした。

○議長（吉田 正）以上で十二番大谷龍雄議員の質問を終わります。

お諮りします。本日の会議はこの程度に留め延会したいと思いますと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。

よって本日はこれにて延会することに決しました。

次回十一日、午前十時に再開し、一般質問及び議案審議を行います。

本日はこれにて延会いたします。

午後三時五十一分延会